新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）

設計図

図面リスト

NO	図　面　名	縮　尺	NO	図　面　名	縮　尺	NO	図　面　名	縮　尺
A -01	改修特記仕様書（その１）	1/-	E -01	電気設備工事特記仕様書(1)	1/-	M -01	機械設備工事特記仕様書(1)	1/-
A -02	改修特記仕様書（その２）	1/-	E -02	電気設備工事特記仕様書(2)	1/-	M -02	機械設備工事特記仕様書(2)	1/-
A -03	改修特記仕様書（その３）	1/-	E -03	配置図・案内図	1/100	M -03	工事区分表	1/-
A -04	改修特記仕様書（その４）	1/-	E -04	電気設備改修図	1/30	M -04	案内図・配置図	1/100
A -05	改修特記仕様書（その５）	1/-				M -05	給排水設備　詳細図（改修前・改修後）	1/30
A -06	改修特記仕様書（その６）	1/-						
A -07	改修特記仕様書（その７）	1/-						
A -08	改修特記仕様書（その８）	1/-						
A -09	配置図・案内図	1/100						
A -10	外部仕上表・内部仕上表	1/-						
A -11	平面図・立面図・小屋伏図	1/50,1/100						
A -12	平面詳細図（改修前・改修後）	1/30						
A -13	断面詳細図（改修前・改修後）	1/30						
A -14	展開図（改修前・改修後）	1/50						
A -15	建具表・建具配置図（改修前・改修後）	1/50						
A -16	既存浄化槽撤去図	1/50						

三八県土整備事務所　河川砂防施設課

有限会社　柳計画設計

Ⅰ.工事概要

1．工事場所　八戸市新井田西三丁目地内

2．敷地面積　1,200 ㎡

3．工事種目

1）公衆便所　木造　平屋建　　改修１棟
　建築面積　13.72 ㎡
　延べ面積　13.72 ㎡
　１階　13.72 ㎡

1.建具改修工事　改修一式
2.内装改修工事　改修一式
3.塗装改修工事　改修一式

2）電気設備（別図仕様書による）　一式

3）機械設備（別図仕様書による）　一式

4．工事内容

1）公衆便所
－１．建具改修を行う。
－２．内装改修を行う。
－３．塗装改修を行う。

5.指定部分　・有　対象部分（　　）
指定部分工期　年　月　日
・無

6.工事範囲　※「3.工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「3.工事種目」のうち＿＿＿＿＿＿＿＿の工事範囲は下記のとおりとする。

Ⅱ.建築改修工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
⊙建築工事標準詳細図（令和４年版）（以下「標準詳細図」という。）
・公共木造建築工事標準仕様書（令和７年版）
・建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

(3) 本特記仕様書の表記
1)項目は、⊙印の付いたものを適用する。
2)特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ㊒ 印の付いた場合は、共に適用する。
3)特記事項に記載の［　．　．　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4)特記事項に記載の（　．　．　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
5) Ⓖ 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項	・適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速（Vo=　m/s） 地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表（　）
	⊙施工条件	・施工順序　(1.3.5)[1.3.5] （※現場説明書による　・図示　） ・工事用車両の駐車場及び資機材の置き場所 （・図示　）
	⊙環境への配慮	(1.4.1)[1.4.1] 1)建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⊙材料の品質等　(1.4.2)[1.4.2]
1)本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2)備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3)標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4)本工事に使用する材料のうち、5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
①品質及び性能に関する試験データを整備していること。
②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③安定的な供給が可能であること。
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。
5)製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル（タイル工事用）、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸（手動開き式）、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

⊙石綿含有建材の調査　調査　[1.5.1]
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
貸与資料
（・アスベスト関係材料調査票　⊙既存図面　・　）

・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	JIS A 1481-3、JIS A 1481-4または JIS A 1481-5
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示による　・

⊙埋設配管・配線及び鉄筋調査　あと施工アンカー工事
6章及び8章による
コア抜き、はつり工事等
※既存資料調査
・探査機（電磁波ﾚｰﾀﾞｰ法又は電磁波誘導法）による探査
配管　・配線等の位置の墨出しを行う
範囲
※図示による　・
・放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
1)作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
2)放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
3)露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
4)付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
5)躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数　枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ　cm

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）				
縮尺	A1：1/－　A3：1/－　設計日 R08・08・				
図面名	改修特記仕様書（その１）				

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／01

2 仮設工事

・騒音・粉じん等の対策　[2.1.3]
・防音パネル
・防音シート

防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
・図示による　・

⊙足場等　[2.2.1][表 2.2.1]
「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　令和5年12月26日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」における２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式により行う。

外部足場
⊙設置する
（設置範囲
⊙工事に必要な範囲　・図示による　・　）
・設置しない

防護シート
⊙設置する
（設置範囲
⊙工事に必要な範囲　・図示による　・　）
・設置しない

内部足場
⊙設置する
（※脚立、足場板等　・　）
・設置しない

・材料、撤去材等の運搬方法
種別（・A種　・B種　・C種　・D種　・E種 ）
C種：利用可能なエレベーター
（・図示による　・　）
D種：利用可能な階段
（・図示による　・　）

⊙既存部分の養生　養生方法等　[2.3.1]
⊙既存部分
養生方法（※ビニルシート、合板　・　）
・既存家具、既存設備等
養生方法（※ビニルシート等　・　）
・既存ブラインド、カーテン等
養生方法（・ビニルシート等　・　）
保管場所（・図示による　・　）
・固定された備品、机、ロッカー等の移動
・図示による　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

・仮設間仕切り　仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　[2.3.2][表2.3.1]
・図示による　・

仮設間仕切りの種別と材質等

種別	仕上げ(厚さmm)	塗装	充填材
・A種	・せっこうボード 種類（・　） 厚さ（・　mm　※9.5mm） ・合板 材種（・　） 厚さ（・　mm　※9mm） ・	・無し ・片面 ・	グラスウール 厚さ　mm
・B種			
※C種	防煙シート		

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所
※木製	※合板張り程度	・無し	・　か所
・	・	・片面	・図示による

3 防水改修工事

・施工数量調査　[1.6.2、3]
調査範囲
・図示による　・
調査方法
・図示による　・
既存部分の破壊を行った場合の補修方法
・図示による　・
調査報告書（提出部数　・2部　・　）

・降雨等に対する養生方法（とい共）　※改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による　[3.1.3]
・

・既存防水の処理　[3.1.4] [3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去
・行う（範囲　・図示による　・　）
・行わない
既存防水層の撤去
・行う（範囲　・図示による　・　）
・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X ）
・行わない

・既存下地の処理　[3.2.6]
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等
・図示による　・
POS工法及びPOSI工法（機械的固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
※改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による

設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※監督職員と協議する
・図示による

・アスファルト防水　[3.3.2～5]
新設防水層（屋根保護絶縁工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材G	絶縁用シート
・P2A	・A-1			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm 以上又は ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・
	・A-2			
	・A-3			
・P1B	・B-1			
	・B-2			
・P2AI	・AI-1		(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA (ｽｷﾝ層付き) (厚さ)(mm) ・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・
	・AI-2			
	・AI-3			
・P1BI	・BI-1			
	・BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.3～表3.3.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.3及び表3.3.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
立上り部の保護方法
・乾式保護材（品質・性能、試験方法は別表による）
窯業系パネルⅠ類（厚さ　(mm)　幅　(mm)）
・れんが押え（※JIS R 1250　・　）
・コンクリート押え
・モルタル押え（屋内）

新設防水層（屋根露出工法）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水G	備考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			・ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	・適用する	
・M3D ・P0D	・D-1 ・D-2					・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ・DI-2		改修標準仕様書3.3.2(9) (種類) (厚さ)(mm)			・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.7～表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.3.8及び表3.3.9による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示による　・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・
設置数量
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
・　(個)

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所
・P1E	・E-1	
・P2E	・E-2	

保護層　・設ける（※図示による　・　）
・設けない
・E-1の工程3を行う部位
※貯水槽、浴室等常時水に接する部位
・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

・屋上排水溝
・図示による　・

・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ防水　[3.4.2、3]
新設防水層（屋根露出防水）の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水G	備考
・M4AS	・AS-T1			・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ類の製造所の仕様 ・	※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄ類の製造所の仕様 ・	・適用する	
	・AS-T2						
	・AS-J2						
・M3AS	・AS-T3					・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・AS-T4						
	・AS-J1						
・P0AS	・AS-T3					・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない
	・AS-T4						
	・AS-J1						
	・AS-J3						
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1		改修標準仕様書3.4.2(3)(ｳ) (種類) (厚さ)(mm)			・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない
	・ASI-J1						

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書 表3.4.1から表3.4.3による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ　(　　)mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類
※改質アスファルトシート類の製造所の指定
・
設置数量
※改質アスファルトシート類の製造所の指定
・　(個)
絶縁断熱工法の防湿用シート
・設置する
・設置しない

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）			承認	担当
縮尺	A1：1/－　A3：1/－　設計日 R08・08・			設計	製図
図面名	改修特記仕様書（その２）			図面番号	A／02

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

5 建具改修工事

⊙改修工法　[5.1.3] [5.1.6]

既存建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
⊙アルミニウム製建具		・	・	⊙建具表による
・樹脂製建具			・	・建具表による
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による
	・内部	・	・	・建具表による
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による
⊙木製建具			・	⊙建具表による

新規に建具を設ける場合
　壁部分の開口の開け方
　　※図示による　・
　新規建具周囲の補修工法及び範囲
　　※図示による　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章 防水改修工事による。
・再使用（・ブラインドボックス　・　　）

・防火戸　[5.1.4]
・指定する
　適用箇所（・建具表による　・　　）
・指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
　・連動させる　適用箇所（・建具表による　・　　）
　・連動させない

・見本の製作等　[5.1.5]
建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）
　・行わない
建具見本製作の目的等：（　　）
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）
　・行わない

・防犯建物部品　[5.1.7]
・適用する（・建具表による　・　　）
・適用しない

⊙アルミニウム製建具　[5.2.2〜5] [表 5.2.2]
性能値等
　耐風圧性の等級（⊙　S-4　）
　（建具符号　⊙建具表による　・　　）
　気密性の等級（⊙　A-3　）
　（建具符号　⊙建具表による　・　　）
　水密性の等級（⊙　W-4　）
　（建具符号　⊙建具表による　・　　）
　外部に面する建具の種別
　　⊙A種（建具符号　⊙建具表による　・　　）
　　・B種（建具符号　・建具表による　・　　）
　　・C種（建具符号　・建具表による　・　　）
　枠の見込み寸法（⊙建具表による　・　　）
　防音ドア・防音サッシ
　　遮音性の等級（　　）
　　（建具符号：・建具表による　・　　）
　断熱ドア・断熱サッシ G
　　断熱性の等級（　　）
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
材料
　ステンレス鋼板
　　※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
　ステンレス製くつずりの仕上げ
　　※HL　・
形状及び仕上げ
　表面処理
　　外部に面する建具
　　種別（改修標準仕様書 表5.2.2）
　　⊙BB-1種
　　・BB-2種（着色：・標準色　・特注色）
　　屋内の建具
　　種別（開封標準仕様書 表5.2.2）
　　・BC-1種　・BC-2種
　　・BC-2種（着色：・標準色　・特注色）
　結露水の処理方法
　　・水貯め式　・排水式
工法
　水切り板、ぜん板
　　※図示による　・

・網戸等　[5.2.3、5.3.3]

種類	材質	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25㎜以上 ・	※16〜18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5㎜	網目寸法15㎜

・樹脂製建具　[5.2.2] [5.3.2〜5]
性能値等
　耐風圧性の等級（　　）
　気密性の等級　（　　）
　水密性の等級　（　　）
　外部に面する建具の種別
　　・A種（建具符号　・建具表による　・　　）
　　・B種（建具符号　・建具表による　・　　）
　　・C種（建具符号　・建具表による　・　　）
　防音ドア・防音サッシ
　　遮音性の等級（・T-1　・T-2 ）
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
　断熱ドア・断熱サッシ G
　　断熱性の等級（・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8 ）
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
　外部に面する建具の日射熱取得性の等級
　枠の見込み寸法　・建具表による　・
材料
　ガラス
　　※複層ガラス（組合せは建具表による）
　　・
　ステンレス製くつずりの仕上げ
　　※HL　・
　形状及び仕上げ
　　表面色　・標準色　・特注色
工法
　水切り板、ぜん板
　　※図示による
　　・

・鋼製建具　[5.2.2] [5.4.2〜4] [表5.4.2]
性能値等
　簡易気密型ドアセット
　　・適用する
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
　　・適用しない
　防音ドア・防音サッシ
　　遮音性の等級（・　　）
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
　断熱ドア・断熱サッシ G
　　断熱性の等級（　　）
　　（建具符号　・建具表による　・　　）
　耐震性能
　　建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
材料
　鋼板
　　・亜鉛めっき鋼板
　　・ビニル被覆鋼板
　　・カラー鋼板
　　・ステンレス鋼板
　ステンレス鋼板
　　※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
　　・
　召合わせ、縦小口包み板の性質
　　※鋼板　・
　ステンレス製くつずりの仕上げ
　　※HL　・
形状及び仕上げ
　鋼板類の厚さ（㎜）
　　※改修標準仕様書 表5.5.1による
　　・　㎜　使用箇所（　　）
・防音性能を求める戸（建具表による）
　防音充填材　（グラスウール又はロックウール）
標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法
　※建具表による　・

・ステンレス製建具　[5.2.2] [5.4.2] [5.6.2〜5]
材料
　ステンレス鋼板
　　※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
　　・
　ステンレス製くつずりの仕上げ
　　※HL　・
形状及び仕上げ
　表面仕上げ
　　※HL　・鏡面仕上げ　・
工法
　ステンレス鋼板の曲げ加工
　　※普通曲げ
　　・角出し曲げ

⊙木製建具　[5.7.2〜4]
建具材の加工、組立時の含水率
　※A種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　・

⊙フラッシュ戸
　表面材のホルムアルデヒド放散量等
　　※改修標準仕様書5.7.2(2)(ｲ)(a)による
　表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 G	表面の樹種 板面の品質（※広葉樹1等　・　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
・天然木化粧合板 G	樹種名（　　） 接着の程度（・1類　・2類 ）	
⊙特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ⊙メラミン化粧合板 接着の程度（⊙1類　・2類 ）	
・MDF G	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 耐水性による区分（　　） 難燃性による区分（　　）	

　表面板の厚さ
　　※改修標準仕様書 表5.7.6による　・
　引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用
　　・適用しない　・適用する

・かまち戸
　かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
　見込み寸法　※36㎜　・建具表による　・

・ふすま
　張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
　上張り（押入等の裏側以外）
　　・鳥の子
　　・新鳥の子又はビニル紙程度
　縁仕上げ
　　・塗り縁
　　・生地縁（素地）
　　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法　※19.5㎜　・建具表による　・

・戸ぶすま
　表面板の仕上　・建具表による
　見込み寸法　※30㎜　・建具表による　・

・紙張り障子
　見込み寸法　※30㎜　・建具表による　・

枠、くつずりの材料
　・建具表による　・

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）	
縮尺	A1：1/ー　A3：1/ー　設計日 R08・08・	
図面名	改修特記仕様書（その３）	

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／03

⊙建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等 [5.8.1～3]
※改修標準仕様書 表5.8.1により適用は建具表による

金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書 表5.8.2による
・建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書 表5.8.3による
・建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書 表5.8.4による
・建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※改修標準仕様書 表5.8.5による
・建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
・建具表による

・シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠
（品質・性能、試験方法は別表による）
・クローザ類
（品質・性能、試験方法は別表による）

・鍵

マスターキー [5.8.4]
・製作する
・製作しない
・既存のマスターキーに合わせる
鍵の製作本数
※各室3本1組（室名札付き） ・
鍵箱
・なし ・あり

・自動ドア開閉装置

戸の開閉方式 [5.9.2、3]
・建具表による ・
・引き戸用駆動装置
性能値
※改修標準仕様書 表5.9.1
（防錆 ・適用する ・適用しない）
・以下による
種類・開閉方式 （ ）
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
・車椅子使用者用便房出入り口引き戸用駆動装置
性能値
※改修標準仕様書 表5.9.2
（防錆 ・適用する ・適用しない）
・以下による
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
・引き戸用検出装置
性能値
※改修標準仕様書 表5.9.3
（防錆 ・適用する ・適用しない）
・以下による
耐電圧 （ ）
防錆 （ ）
防滴 （ ）
電源 （ ）
引き戸用検出装置の種類（改修標準仕様書 表5.9.4）
・建具表による ・
タッチスイッチの種類
・無線式タッチスイッチ
・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房用操作スイッチの種類
・大形押しボタンスイッチ
・非接触スイッチ
凍結防止措置
・行う ・行わない

・自閉式上吊り引戸装置

性能値等 [5.10.3]
※改修標準仕様書 表5.10.1
・以下による
手動開き力 （ ）
手動閉じ力 （ ）
閉じ速度の調整 （ ）
制動区間 （ ）
開閉繰返し （ ）
耐衝撃性 （ ）

・重量シャッター

シャッターの種類 [5.11.2、3]
・管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度
（ ）pa
開閉方式の種類
※電動式（手動併用） ・手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）
管理用シャッターのシャッターケース
・設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板鋼帯）
めっきの付着量
※Z12又はF12
・
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板
※SUS304、SUS430J1L、又はSUS443J1
・

・軽量シャッター

開閉方式の種類 [5.12.2～4]
※手動式
・電動式（手動併用）
耐風圧強度（ ）pa
安全装置（電動シャッター）
・急降下停止装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）
※障害物感知装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06 ・ ）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90 ・ ）
スラットの形状
・インターロッキング形
・オーバーラッピング形

・オーバーヘッドドア

[5.13.2、3]

ｾｸｼｮﾝ材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙの材料
※ｽﾁｰﾙﾀｲﾌﾟ	・ 50	※ﾊﾟﾗﾝｽ式	・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞ形	※溶融亜鉛めっき鋼板
・ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ	・ 75	・ﾁｪｰﾝ式	・ﾛｰﾍｯﾄﾞ形	
・ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ	・100	・電動式	・ﾊｲﾘﾌﾄ形	・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
	・125		・ﾊﾟｰﾁｶﾙ形	

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所 ・建具表による ・ ）

⊙ガラス

[3.7][5.14.2～4]
・フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類
・建具表による ・

⊙型板ガラスの厚さによる種類
⊙建具表による ・

・網入板ガラス及び線入板ガラスの網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類
・建具表による ・

・合わせガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類
・建具表による ・
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類
・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類

・強化ガラス
形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びによる種類及び特性による種類
・建具表による ・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類
・Ⅰ類 ・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス
板ガラスによる種類、厚さによる種類
・建具表による ・
性能による種類
・1種 ・2種

・複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
・建具表による ・
断熱性による区分
・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6
日射取得性及び日射遮蔽性による区分
・G ・S
封入気体の種類
・空気 ・アルゴン ・

・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類、厚さによる種類
・建具表による ・
日射熱遮蔽性による区分
・1種 ・2種 ・3種
耐久性による区分
（日射熱遮蔽性による区分が2種の場合）
・A類 ・B類

・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの呼びによる種類
・建具表による ・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留めの種類	ガラス溝の大きさ(㎜)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞﾁｬﾝﾈﾙ ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
鋼製及び鋼製軽量	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
ｽﾃﾝﾚｽ製	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材 ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・
樹脂製	・ｸﾞﾚｲｼﾞﾝｸﾞｶﾞｽｹｯﾄ ・	※建具製造所の仕様による ・図示による ・

・ガラスブロック積み

・ガラス端部の小口加工
対象箇所 ・建具表による ・図示による
仕上げの程度（・ ）

[5.14.5]

呼び寸法(㎜)	厚さ(㎜)	色調	目地幅(㎜)	伸縮調整目地位置(㎜)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材
※図示による ・
力骨
材質
※ステンレス鋼（SUS304） ・
寸法
※径5.5㎜ ・
形状
※はしご形状複筋及び単筋 ・
化粧目地モルタルの色（・白 ・グレー）
シーリングの種類 （・SR-1 ・PS-1）
金属製化粧カバー
材質
・ステンレス製 ・アルミニウム製 ・
寸法
※図示による ・
形状
※図示による
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による
・図示による

工法
1章 適用区分による風圧力の
（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

・ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
・日射調整フィルム	・SC-1	・SC-2	
・低放射フィルム	・LE		
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GI-1	・GI-2	
・相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GD-1	・GD-1	
・ガラス貫通防止フィルム	・SF		

品質は、JIS A 5759による。

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）			
縮尺	A1：1/－ A3：1/－	設計日 R08・08・		
図面名	改修特記仕様書（その４）			

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松 橋 義 明

承認	担当
設計	製図

図面番号 A／04

6 内装改修工事

⊙改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示による

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側 600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
・図示による

既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま
・図示による

⊙ 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去
※仕上材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示による ・除去範囲全て）

合成樹脂塗床材の除去工法
・機械的除去工法
・目荒し工法

既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、改修標準仕様書 4章 外壁改修工事による。

改修後の床の清掃範囲
※図示による ・

⊙既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（全塗厚が25㎜を超える場合の処置 ※図示による）

⊙木下地等の表面仕上げ [6.5.1]

見え掛り面の表面仕上げの程度
※プレーナー加工仕上げ
適用部材（部位）（ ）
・超自動機械かんな掛け仕上げ
適用部材（部位）（ ）
⊙サンダー掛け仕上げ
適用部材（部位）（ 造作材 ）

⊙木材の施工一般 [6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)による

⊙製材 [6.5.1] [6.5.6〜9]

・JAS 1083-5 に基づく下地用製材 G

施工箇所	樹種名	等級（材面の品質）	寸法（㎜）	含水率	保存処理
壁下地	図示	・※2級	図示	※A種 ・B種	・
		・※2級		※A種 ・B種	・

・JAS 1083-2 に基づく造作用製材 G

施工箇所	樹種名	等級（材面の品質）	寸法（㎜）	含水率	保存処理
見え掛り面	図示	※上小節・	図示	※A種 ・B種	・
見え掛り面以外	図示	※小節以上・	図示	※A種 ・B種	・

・JAS 1083-6 に基づく広葉樹製材 G

施工箇所	樹種名	等級（材面の品質）	寸法（㎜）	含水率	保存処理
		※1等・		※10%以下 ・A種 ・B種	・
		※1等・		※10%以下 ・A種 ・B種	・

・JAS 1083（製材）以外の製材 G

施工箇所	寸法（㎜）	材面の品質	防虫処理の適用	含水率
		（ ）造作材の場合（※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種
		（ ）造作材の場合（※A種 ・B種）	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種

・造作用集成材 [6.5.2]

・JAS 1152 に基づく造作用集成材 G

施工箇所	品名	樹種名	見付け材面（面数）	寸法（㎜）	見付け材面の品質
					※1等・2等
					※1等・2等

・JAS 1152 に基づく化粧ばり造作用集成材 G

施工箇所	品名	材種名	化粧薄板の厚さ（㎜）	見付け材面（面数）	寸法（㎜）	見付け材面の品質
		化粧薄板：芯材：				※1等・2等
		化粧薄板：芯材：				※1等・2等

・JAS 1152 以外の造作用集成材 G

施工箇所	材種名	寸法（㎜）	見付け材面の品質	含水率
				※15%以下・
				※15%以下・

・JAS 1152 以外の化粧ばり造作用集成材 G

施工箇所	材種名	寸法（㎜）	化粧薄板の厚さ（㎜）	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板：芯材：				※15%以下・
	化粧薄板：芯材：				※15%以下・

・造作用単板積層材 [6.5.2]

・JAS 0701 に基づく造作用単板積層材 G

施工箇所	品名	寸法（㎜）	表面の品質	防虫処理
			・無（・1等 ・2等 ・3等）・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工 ）	・適用する（ ）・適用しない
			・無（・1等 ・2等 ・3等）・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工 ）	・適用する（ ）・適用しない

・JAS 0701 以外の造作用単板積層材 G

施工箇所	寸法（㎜）	表面の品質	含水率	防虫処理
		・無（ ）・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工 ）	※14%以下・	・適用する（ ）・適用しない
		・無（ ）・有（・天然木化粧加工 ・塗装加工 ）	※14%以下・	・適用する（ ）・適用しない

・合板等 [6.5.2]

・JAS 3079 に基づく直交集成板 G

施工箇所	品名	樹種名	強度等級（曲げ性能）	種別	接着性能（使用環境）	寸法（㎜）
	・異等級構成直交集成板・同一等級構成直交集成板			・A種構成・B種構成	・A ・B ・C	

・JAS 0233 に基づく普通合板 G

施工箇所	厚さ（㎜）	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理
	※5.5・	※1類・2類	広葉樹 ※2等以上 針葉樹 ※C-D以上		・適用する（ ）・適用しない
	※5.5・	※1類・2類	広葉樹 ※2等以上 針葉樹 ※C-D以上		・適用する（ ）・適用しない

・JAS 0233 に基づく構造用合板 G

施工箇所	厚さ（㎜）	接着の程度	等級	板面の品質	曲げ強度（強度等級）	防虫処理	単板の樹種名
	※12・	※1類・特類	・1級※2級以上	※C-D以上・		・適用する ・適用しない	
	※12・	※1類・特類	・1級※2級以上	※C-D以上・		・適用する ・適用しない	

屋外又は常時湿潤状態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。

・JAS 0233 に基づく化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ（㎜）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・特類・1類	・適用する（ ）・適用しない
			・特類・1類	・適用する（ ）・適用しない

屋外又は常時湿潤状態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。

・JAS 0233 に基づく天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ（㎜）	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理
		・1類・2類		・適用する（ ）・適用しない
		・1類・2類		・適用する（ ）・適用しない

⊙接合具等 造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]

※隠し釘打ち
・釘頭埋め木
・つぶし頭釘打ち
・釘頭現し

諸金物の形状、寸法及び材質
かすがい
※改修標準仕様書 表6.5.3に示す程度の市販品
・
座金
※改修標準仕様書 表6.5.4に示す程度の市販品
・
箱金物及び短冊金物
※改修標準仕様書 表6.5.5に示す程度の市販品
・

⊙接着剤 接着剤のホルムアルデヒドの放散量 [6.5.3、4]

※F☆☆☆☆ ・

・JAS 0233 に基づく特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ（㎜）	接着の程度	表面性能	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		・1類・2類	・F ・FW ・W ・SW		・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装 ・	・適用する（ ）・適用しない
		・1類・2類	・F ・FW ・W ・SW		・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装 ・	・適用する（ ）・適用しない

・JIS A 5908 に基づくパーティクルボード G

施工箇所	種類	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ（㎜）
			※13タイプ・	・Mﾀｲﾌﾟ ・P ・	※15・
			※13タイプ・	・Mﾀｲﾌﾟ ・P ・	※15・

・JAS 0360 に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法（㎜）	曲げ性能（等級）（・常態曲げ試験 ・湿潤曲げ試験）
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級

・JIS A 5905 に基づくMDF G

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ（㎜）

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
縮尺	A1：1/— A3：1/— 設計日 R08・08・
図面名	改修特記仕様書（その５）

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／05

6 内装改修工事

・防腐・防蟻防虫処理等
・工場における薬剤の加圧注入等 [6.5.5]
・改修標準仕様書 6.5.5(1)(a)①による加圧注入

適用部材	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・改修標準仕様書 6.5.5(1)(a)②による加圧式保存処理
保存処理の性能 （ ）
インサイジング ・適用する ・適用しない
・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
薬剤の種類
※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による
・附属書A(規定)に基づく表面処理用木材保存剤による
・
適用部材（部位） ・図示による
処理方法 ※改修標準仕様書 6.5.5(1)(b)②による
・薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部材（部位） ・図示による
・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等による K3防腐・防蟻処理
適用部材（部位） ・図示による
・不燃処理木材等
不燃材料
適用部材（部位） ・図示による
準不燃材料
適用部材（部位） ・図示による
難燃材料
適用部材（部位） ・図示による

・内部間仕切軸組及び床組み
・間仕切軸組に用いる木材の樹種名 [6.5.6]
（製材を用いる場合）
※杉又は松 ・
・床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松 ・
・土間スラブの類の場合の土台、転ばし大引き及び転ばし根太
※ひのき又は保存処理木材 ・

・窓、出入口その他
・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名 [6.5.7]
（製材を用いる場合）
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉

・床板張り
・縁甲板及び上がりかまちに用いる木材の樹種名 [6.5.8]
（製材を用いる場合）
※ひのき ・

・壁及び天井下地
・壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる [6.5.9]
木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松 ・

・軽量鉄骨天井下地
野縁等の種類 [6.6.2〜4]
屋外
※25形 ・19形
屋内
※19形 ・25形
屋外の形式及び寸法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔
・図示による ・
周辺部の端からの間隔
・図示による ・
野縁の間隔
・図示による ・
既存の埋込みインサート
・使用する ・使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う
試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所
・()箇所
引張試験にて確認する強度
※吊りボルト受け等の間隔が900㎜程度以下かつ天井面構成部材等の単位面積当たりの重量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・() N
・行わない
・つりボルトの間隔が900㎜を超える場合
(補強方法 ※図示による ・)

・天井のふところが3.0mを超える場合
(補強方法 ※図示による ・)
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
(補強箇所 ※図示による ・)
(補強方法 ※図示による ・)
・屋外の天井における耐震性を考慮した補強
(補強箇所 ※図示による ・)
(補強方法 ※図示による ・)

・軽量鉄骨壁下地
スタッド、ランナの種類 [6.7.3、4][表6.7.1]
※改修標準仕様書 表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示による

スタッドの高さが5.0mを超える場合
※図示による
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※改修標準仕様書6.7.4.(5)による

・ビニル床シート G [6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(㎜)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ)・	・無地 ・マーブル柄 ・柄物	※2.0	

接合部の処理
熱溶接工法 ・

・ビニル床タイル G [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(㎜)	厚さ(㎜)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	※2.0 ・2.5 ・3.0	
・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・	
・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500	・4.0 ・	
・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・	・	

・特殊機能床材
・帯電防止床シート [6.8.2]
種類 （ ）
性能 （ ）
厚さ(㎜) （ ）

・帯電防止床タイル
種類 （ ）
性能 （ ）
寸法(㎜) （ × ）
厚さ(㎜) （ ）

・視覚障害者用床タイル
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による。
種類 （ ）
形状 （ ）

・耐動荷重性床シート
種類 （ ）
厚さ(㎜) （ ）

・防滑性床シート
種類 （ ）
厚さ(㎜) （ ）

・防滑性床タイル
種類 （ ）
寸法(㎜) （ × ）
厚さ(㎜) （ ）

・接着剤 [6.8.2]
ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示による ・

・ビニル幅木
材質の種類 [6.8.2]
・軟質 ・硬質
高さ(㎜)
※60 ・75 ・100
厚さ(㎜)
※1.5以上 ・

・ゴム床タイル
種類 [6.8.2]
・単層品 ・積層品
色柄 （ ）
厚さ （ ㎜）
寸法(㎜) （ × ）

・下地の工法 [6.8.3]
改修標準仕様書6.8.3(1)(ｱ)〜(ｳ) 以外の下地の工法
・図示による ・

・カーペット敷き G
・織じゅうたん [6.9.2、3][表6.9.1]

織り方	パイル形状	備考(参考価格)
・ｳｨﾙﾄﾝｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	
・ﾌｪｲｽﾂｳﾌｪｲｽｶｰﾍﾟｯﾄ	・ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	
・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰｶｰﾍﾟｯﾄ	・ｶｯﾄ/ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	

色柄
※模様のない無地
・
パイル糸の種類等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種 ・B種 ・C種）
・
帯電性
・適用する ・適用しない
織じゅうたんの接合方法
※ヒートボンド工法
・つづり縫い
下敷き材
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8㎜
・

・タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(㎜)	工法	帯電性	備考(参考価格)
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・5〜7 ・	・全面接着工法	・適用する	
・ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	・4〜6 ・	・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・適用しない	
・ｶｯﾄ､ﾙｰﾌﾟ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8㎜
・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

・タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法(㎜)	総厚さ(㎜)	備考(参考価格)
※ﾙｰﾌﾊﾟｲﾙ	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄ･ﾙｰﾌﾟ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
タイルカーペットの敷き方
平場
※市松敷き ・模様流し ・
階段部分
※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物
材質（ ）
種類（ ）
形状等
※図示による ・

・合成樹脂塗床 [6.10.2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※平滑仕上げ

塗床材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

・フローリング張りG [6.11.2〜6]
フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
※改修標準仕様書6.11.2(2)による

各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

・単層フローリング（フローリングボード1等）
工法
・釘留め工法（・根太張り ・直張り ）
・接着工法
樹種
※なら ・
間伐材等の適用
・適用する ・適用しない

・単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種
・
厚さ（㎜）
・
大きさ
・
間伐材等の適用
・適用する ・適用しない

・複合フローリング
工法
・釘留め工法（・根太張り ・直張り ）
・接着工法
樹種
※なら ・
種別
・A種 ・B種 ・C種
間伐材等の適用
・適用する ・適用しない

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）				
縮尺	A1：1/— A3：1/— 設計日 R08・08・				
図面名	改修特記仕様書（その６）				

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／06

6 内装改修工事

・畳敷き

・接着工法の場合の不陸緩和材
※合成樹脂発泡シート
・
・現場塗装仕上げ
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

種別 [6.12.2]
・A種（畳表：・JS（特等麻糸） ・J1（1等麻糸））
・B種
・C種（畳床：・PS-C20 ・PS-C25 ・PS-C30）
・D種（畳床：・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ・KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N）
下地の種類
・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

衝撃緩和型畳 （畳表：・C1 ・C2）

⊙せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り

[6.13.2、3]
MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

合板のホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(3)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか

合板の防虫処理の適用
・行う ・行わない

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

種類等	厚さ(mm)、規格等
木質系セメント板 G	
・木毛セメント板	※図示による
・硬質(HW)	・15 ・20 ・25
・中質(MW)	
・普通(NW)	
・木片セメント板	※図示による
・硬質(HF)	・12 ・15 ・18
・普通(NF)	・21 ・30
繊維強化セメント板	
・けい酸カルシウム板(タイプ2)	※図示による
普通ボード 0.8FK	・6 ・8
火山性ガラス質複層板（VSボード）	
・火山性ガラス質複層板	※図示による
種類 ※図示による	・
繊維板 G	
・ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ(MDF)	※図示による
	・3 ・7 ・9 ・12
・ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・ｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(無処理)	・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	・
・未研磨板(RN)	
・研磨板(RS)	
・内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DI)	
・ﾃﾝﾊﾟｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(処理)	
・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ	
・未研磨板(RN)	
・研磨板(RS)	
・外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE)	
・ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・A級ｲﾝｼｭﾚｰｼｮﾝﾎﾞｰﾄﾞ(A-IB)	・9 ・12 ・15 ・18
・天井仕上げ材	
・内装仕上げ材	

・壁紙張り

ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ G

・単板張りﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・無研磨板(VN)	・10 ・12 ・15 ・18
・研磨板(VS)	・
・化粧ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ	※図示による
・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)	・10（難燃）
・ﾌﾟﾗｽﾃｨｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO)	・12（難燃）
・塗装(DC)	・

吸音材料

・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板(DR)	
・ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ	・9（不燃） ・12（不燃）
・凹凸ﾀｲﾌﾟ	・12（不燃） ・15（不燃）
・ﾛｯｸｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(1号)	※図示による
	・ 25
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音ﾎﾞｰﾄﾞ(32K)	・25（ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包み）
	・

せっこうボード

・せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-R)	※12.5（不燃）
	・15（不燃）
⊙ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)	⊙12.5（・不燃⊙準不燃）
・強化せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-F)	・12.5（不燃）
	・15（不燃）
・化粧せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-D)	・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様
	9.5（準不燃）
・せっこうﾗｽﾎﾞｰﾄﾞ(GB-L)	・9.5
・不燃積層せっこうﾎﾞｰﾄﾞ(GB-NC)	・9.5（不燃）
・化粧なし（下地張り用）	
・化粧あり（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）	

合板類

・普通合板 G	※5.5
単板の樹種名：	・図示による
板面品質：	・
・天然木化粧合板 G	※図示による
化粧板の単板の樹種名：	・
・特殊加工化粧合板 G	※図示による
品目：	・
接着の程度：	
単板の樹種名：	
化粧加工の方法	
・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ	
・塗装	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
※図示による ・
合板類の張付け
・A種 ・B種
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
※仕上表による
突付け工法及び目透し工法のエッジの種類
・ベベルエッジ ・スクェアエッジ
化粧加工の方法
（・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ ）

[6.14.2、3][表6.14.1～表6.14.3]
ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考(参考価格)
	紙	繊維	塩化ビニル樹脂	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃	

・モルタル塗り

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・
モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種
せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえの種別
※B種 ・A種

モルタル [6.15.3、5、6]
・現場調合材料
・既調合材料
既製目地材
・設ける
施工箇所（ ）
形状（※図示による ・ ）
・設けない
床の目地
・設ける
目地割り
※2㎡程度（最大目地間隔3m程度）
・
目地の種類
※押し目地
・
・設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
・図示による ・

⊙タイル張り

伸縮目地の位置 [6.16.2～4]
床タイル
※縦、横とも4m以内ごと
・図示による
・
床タイル以外
・図示による
・
伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書3章による
見本焼き
・行う（施工箇所： ） ・行わない
試験張り
・行う（範囲、仕様等は図示による） ・行わない

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状/形状(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性
床		100×100	・	⊙	・	・	・	⊙	・	⊙	⊙	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

種類の略称
内外：内外装タイル
ユ ：ユニットタイル（内装タイル以外）

備考欄：参照タイルシリーズ

・ｾﾙﾌﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材塗り

塗厚（mm） [6.17.2、3]

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

既調合モルタル（品質・性能、試験方法は別表による）
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

既調合目地材（品質・性能、試験方法は別表による）

壁タイル張りの工法
内外装タイル
・密着張り ・改良圧着張り

内装タイル以外のユニットタイル
・マスク張り ・モザイクタイル張り

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・

⊙有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状/形状(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性
壁		100×100	・	⊙	・	・	⊙	・	・	⊙	⊙	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

種類の略称
外：外装タイル
内：内装タイル
ユ：ユニットタイル（内装タイル以外）

備考欄：参照タイルシリーズ

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・

工事名 新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
縮尺 A1：1/— A3：1/— 設計日 R08・08・
図面名 改修特記仕様書（その７）
有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松橋義明
承認 担当 設計 製図
図面番号 A／07

7 塗装改修工事

⊙材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [7.1.3]
※F☆☆☆☆ ・
防火材料
※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・以下の箇所を除き防火材料とする。
（箇所： ）

⊙下地調整

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1～7]
※劣化部分は除去し、活膜部分は残す
・図示による

既存錆止め塗料の鉛含有量調査
・行う（ 箇所）
・行わない

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・	
鉄鋼面	※ RB種	
亜鉛めっき鋼面	※ RB種	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具等）	※RB種 ・RA種	
ﾓﾙﾀﾙ面及びせっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	※ RB種	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP以外）、ALCパネル面	※ RB種	・行う ・行わない
押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
ｺﾝｸﾘｰﾄ面（DP）	・RB種 ・RC種	・行う ・行わない
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面及びその他ﾎﾞｰﾄﾞ面	※ RB種	

⊙素地ごしらえ [7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・B種
	透明塗料塗りの場合	※B種 ・A種
鉄鋼面（DP以外 ）		※C種 ・A種 ・B種
鉄鋼面（DPのみ）		※B種 ・A種 ・C種
亜鉛めっき鋼面	（鋼製建具等以外）	・A種 ・B種
	（鋼製建具等）	※B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		※B種 ・A種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		※B種 ・A種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DPのみ）		・A種 ・B種
コンクリート面（DPのみ）		※A種 ・B種
せっこうボード面及びその他ボード面		※B種 ・A種

・錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別 [7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP 錆止め塗装のまま（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	As種	※C種 ・
		新規 見え掛り	As種	※A種 ・
		新規 見え隠れ	As種	※B種 ・
	EP-G（工程の種別は表7.4.3）	塗替え	※Bs種 ・As種	※C種 ・
		新規 見え掛り	※Bs種 ・As種	※A種 ・
		新規 見え隠れ	※Bs種 ・As種	※B種 ・
	DP（工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2 (1)(ｲ)(b)による	・B種（下地調整RB種） ・C種（下地調整RC種）
		新規	7.4.2 (1)(ｲ)(a)による	・A種
亜鉛めっき鋼面	SOP（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	※Az種 ・Bz種	※C種 ・
		新規 鋼製建具等	※Az種 ・Bz種	※A種 ・
		新規 その他	※Bz種 ・	※B種 ・
	EP-G（工程の種別は表7.4.5）	塗替え	Cz種 ・	※C種 ・
		新規 鋼製建具等	Cz種 ・	※A種 ・
		新規 その他	Cz種 ・	※B種 ・
	DP（工程の種別は表7.4.6）	塗替え	Bz種 ・	
		新規	Bz種 ・	

⊙塗装 [7.5.2～7.13.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)	木部屋外	※ B 種	※ A 種
	木部屋内	※ B 種	※ B 種
	鉄鋼面	※ B 種	※B種 ・A種
塗装の種類 ※1種 ・2種	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※ A 種	※ B 種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※ B 種	※ B 種
・クリヤラッカー塗り(CL)		※B種 ・A種（着色顔料の種類： ）	※B種 ・A種（着色顔料の種類： ）
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	※B種 ・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（ ）級	・	
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（ ）級	・	
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・A-1種 ・B-1種 ・C-1種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	※ B 種	※B種 ・A種
	屋内の木部	※ B 種	※ A 種
	屋内の鉄鋼面	※ B 種	※B種 ・A種
	屋内の亜鉛めっき面	※ A 種	※A種 ・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※ B 種	※B種 ・A種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)		※ B 種	・A種 ・B種
⊙ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※ B 種	※B種 ・A種
・ピグメントステイン塗り			
⊙木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	※B種 ・A種

9 環境配慮改修工事

・石綿含有建材の除去工事

・石綿粉じん 濃度測定 [9.1.1、3～6]
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数（各施工箇所ごと）
・	測定1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定4		セキュリティゾーン入口	・計 点
・	測定5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計 点
・	測定6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計 点
・	測定7	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計 点
・	測定8	処理作業後シート撤去後	処理作業室内	・計 点
・	測定9	1週間以降	調査対象室外部の付近	・計 点

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定4 ・測定5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書 表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書 表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする

・高日射反射率塗料塗りG
下地調整（改修標準仕様書 表7.2.2、3）
※RB種 ・RA種 ・RC種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない
・適用する
（着色剤：・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する
・適用しない

・JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)
・測定4 ・測定5	25	5	30
・測定 ・	25	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

石綿含有建材の処理
・石綿含有吹付け材（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）の除去
除去対象範囲
・図示による ・
除去工法
※改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による
・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化 ・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
除去対象範囲
・図示による ・
除去工法
※手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※湿潤化 ・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

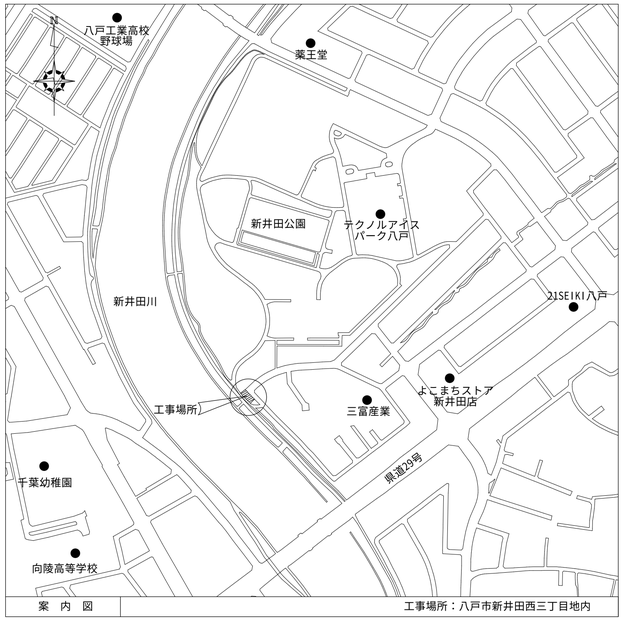
・石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断、破砕等による除去
除去対象範囲
・図示による ・
隔離養生（負圧不要）方法
・図示による ・
足場
・図示による ・
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・石綿含有成形板の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第一種の手ばらしによる除去を含む。）
除去対象範囲
・図示による ・
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分(管理型最終処分場)
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/－ A3：1/－	設計日	R08・08・
図面名	改修特記仕様書（その８）		

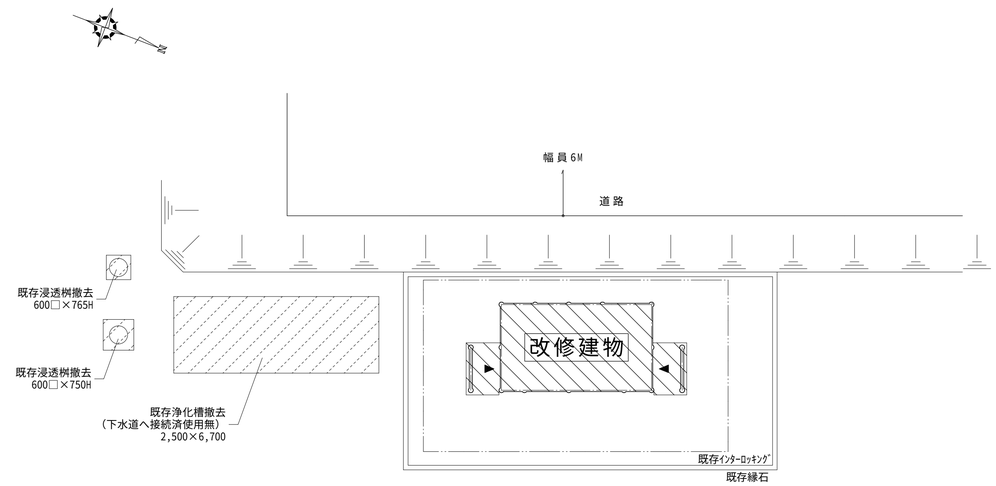
有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松 橋 義 明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／08



案　内　図	工事場所：八戸市新井田西三丁目地内

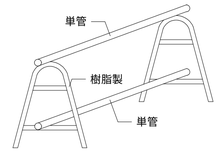
工　事　概　要	
工事場所	八戸市新井田西三丁目地内
用　　途	公衆便所
構　　造	木　造
建築面積	13.72（㎡）
床 面 積	13.72（㎡）



配　置　図　　S=1/100

<凡　例>

- 工事範囲：トイレ（上流）
- バリケード（樹脂単管バリケード）　31.1m



ﾊﾞﾘｹｰﾄﾞ詳細図　　S=1/－

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）	有限会社 柳計画設計 青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7 TEL 0178-34-3949 一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号 一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号 松橋義明	承認	担当	図面番号 A／09
縮尺	A1：1/100　A3：1/200　設計日 R08・08・		設計	製図	
図面名	配置図・案内図				

外 部 仕 上 表

工事範囲	改修前	改修内容	備　考
屋　根	石綿スレート板（着色）＜アスベスト含有材＞,アスファルトルーフィング22kg品,コンパネ t=12下地,化粧野地板 t=21,タル木 75×45@300 棟包：カラー鋼板 t=0.35（棟押エ 90×20）,軒先水切：カラー鋼板 t=0.35	既存のまま	既存施設のアスベスト含有調査 ・石綿スレート版：アスベスト含有レベル３（非飛散性） ・木材保護塗料　：アスベスト含有なし
軒　天	化粧野地板 t=21	下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）	
外　壁	杉丸太φ120/2（幅100）,アスファルトルーフィング22kg品,ラワンベニヤ t=5.5下地	下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）（土台、柱、桁、建具枠共）,下地材既存のまま	
基礎立上り	モルタル刷毛引仕上	既存のまま	
建　具	アルミ製サッシ（男子便所,女子便所）,アルミ製シャッター（男子便所,女子便所） 木製外倒し戸,格子φ36（男子便所,女子便所）　撤去	アルミ製サッシ,アルミ製シャッター　既存のまま　　女子便所西側サッシガラス～型板ガラス　t4（410×380）1枚交換 既存木製戸撤去のうえ、アルミ製サッシ（男子便所,女子便所）　新設	
そ の 他	男子便所、女子便所サイン（200□）撤去	男子便所、女子便所サイン（200□）アルミ製新設 目隠しスクリーン新設（アルミ製,木彫タイプ,角度格子タイプ）	

内 部 仕 上 表

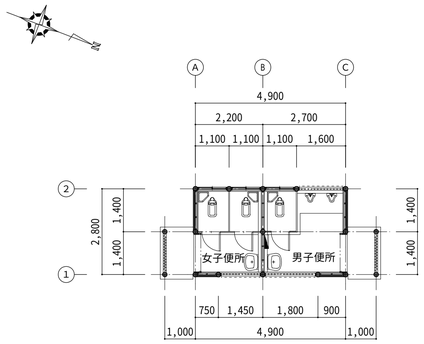
室　名		床	巾　木	壁	天 井 高	天　井	備　考
男子便所	改修前	磁器質タイル貼り　100□　撤去（モルタル下地共） 土間コンクリート　撤去	磁器質タイル貼り　100□　撤去（接着貼り）	板張り　25×100　相決り,木下地 40×40@450 腰壁：ラスモルタルコテ押えのうえ、磁器質タイル貼り　100□ 木下地 40×40@450	―	化粧野地板 t=21,タル木　顕し	・ライニング部（磁器質タイル100□,下地共）撤去、新設 ・既存トイレブース撤去、新設 ・照明器具撤去、新設 ・和風大便器、小便器、洗面器撤去 ・洋風大便器、小便器、洗面器、化粧鏡、ベビーチェア、ベビーシート新設 ・Ｌ型手すり、小便器用手すり新設（下地補強共）
	改修後	磁器質タイル貼り　100□（モルタル下地）　新設 土間コンクリート　新設（D10@300ﾀﾃ・ﾖｺ共）	磁器質タイル貼り　100□　新設（接着貼り）	既存のまま	―	既存のまま	
女子便所	改修前	磁器質タイル貼り　100□　撤去（モルタル下地共） 土間コンクリート　撤去	磁器質タイル貼り　100□　撤去（接着貼り）	板張り　25×100　相決り,木下地 40×40@450 腰壁：ラスモルタルコテ押えのうえ、磁器質タイル貼り　100□ 木下地 40×40@450	―	化粧野地板 t=21,タル木　顕し	
	改修後	磁器質タイル貼り　100□（モルタル下地）　新設 土間コンクリート　新設（D10@300ﾀﾃ・ﾖｺ共）	磁器質タイル貼り　100□　新設（接着貼り）	既存のまま	―	既存のまま	

特 記 事 項

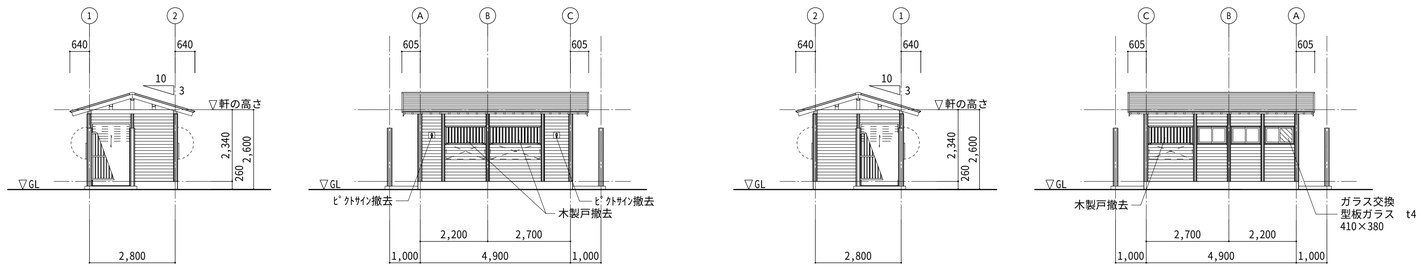
使用材料：石綿,ホルムアルデヒド,クロルピリホス不使用

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）	有限会社 柳計画設計 青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7 TEL 0178-34-3949 一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号 一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号 松橋義明	承認	担当	図面番号 A／10
縮尺	A1：1/－　A3：1/－　設計日 R08・08・		設計	製図	
図面名	外部仕上表・内部仕上表				

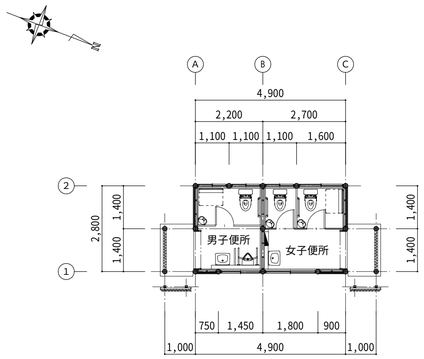
平面図＜改修前＞ S=1/100



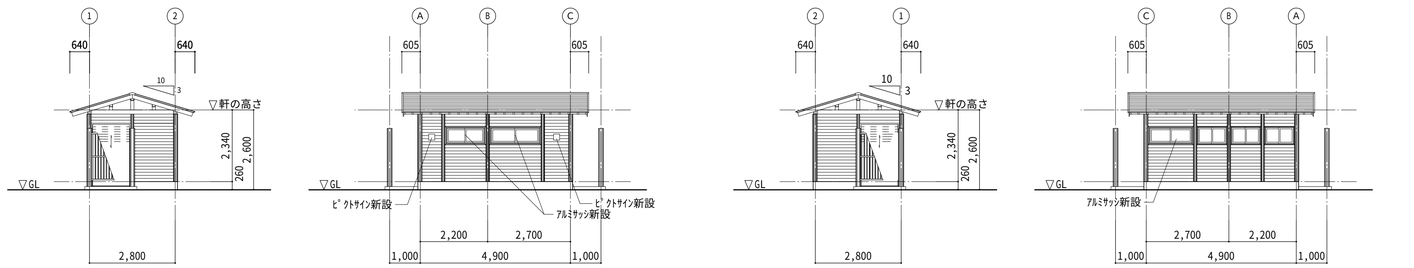
立面図＜改修前＞ S=1/100



平面図＜改修後＞ S=1/100



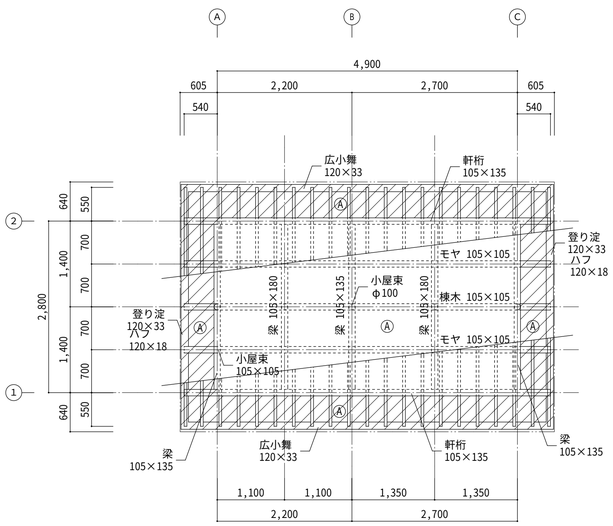
立面図＜改修後＞ S=1/100



＜改修内容＞

軒　天：下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）
外　壁：下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）（土台、柱、桁、建具枠共）
建　具：既存木製戸撤去のうえ、アルミ製サッシ（男子便所,女子便所）　新設
　　西側アルミサッシ～ガラス交換　型板ガラス　t4（410×380）
その他：男子便所、女子便所サイン（200□）撤去、アルミ製サイン（200□）新設

小屋伏図 S=1/50

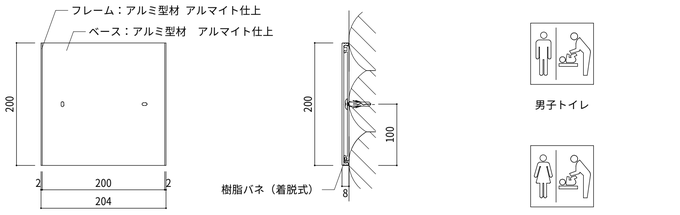


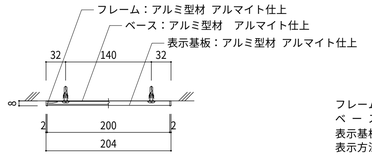
＜凡　例＞

	木部塗装改修範囲 下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）
Ⓐ	化粧野地板　t＝22 外部：塗装改修，内部：既存のまま

ピクトサイン（アルミ製　200型）

※参考型番(フジタFT200A 屋外仕様 別注品)





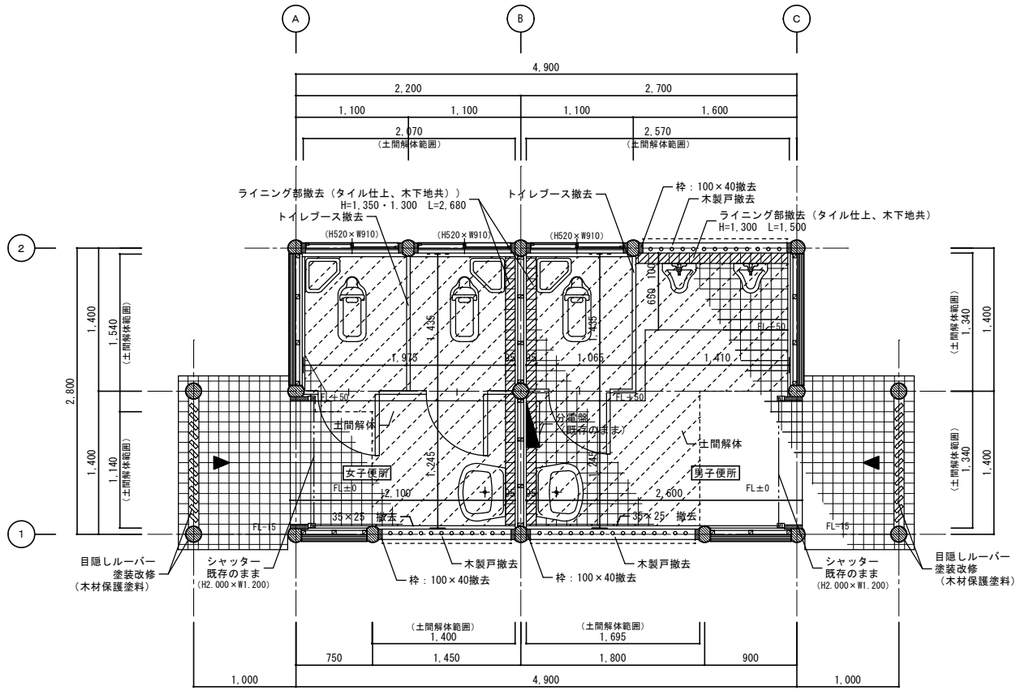
フレーム：アルミ型材 アルマイト仕上
ベ ー ス：アルミ型材 アルマイト仕上
表示基板：アルミ型材 アルマイト仕上
表示方法：カッティングシート貼り（屋外仕様）

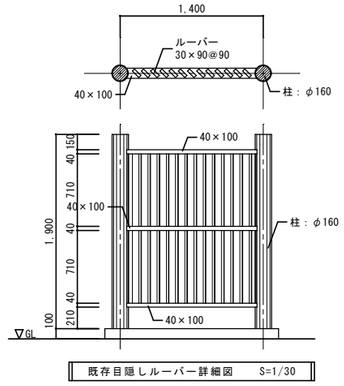
工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/100,1/50　A3：1/200,1/100　設計日　R08・08・		
図面名	平面図・立面図・小屋伏図		

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）　第　311892 号
松 橋 義 明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／11

平面詳細図＜改修前＞　S=1/30





既存目隠しルーバー詳細図　S=1/30

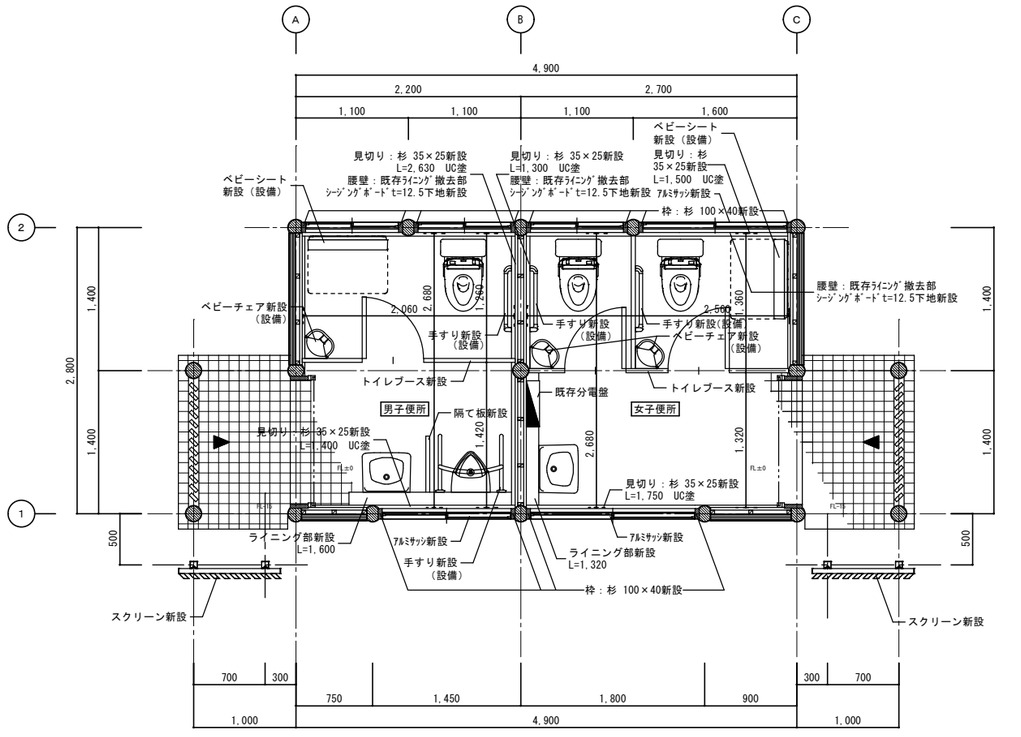
木部：下地調整（RB種）のうえ、木材保護塗料（WP）塗り（B種）

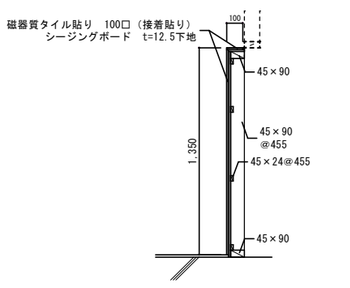


＜凡　例＞	
	解体撤去範囲
	床解体撤去範囲（周囲カッター入共）

	改　修　前
室　名	男子便所・女子便所
床	磁器質タイル貼り　100□　撤去（モルタル下地共）
巾木	磁器質タイル貼り　100□　撤去（接着貼り）
腰壁	ラスモルタルコテ押えのうえ、磁器質タイル貼り　100□　　既存のまま
壁	板張り　25×100 相決り　　既存のまま
天井	化粧野地板 t=21,タル木　額し　　既存のまま
その他	・ライニング部（磁器質タイル100□,下地共）撤去 ・トイレブース撤去 ・照明器具撤去 ・和風大便器、小便器、洗面器撤去

平面詳細図＜改修後＞　S=1/30



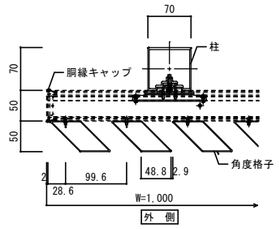


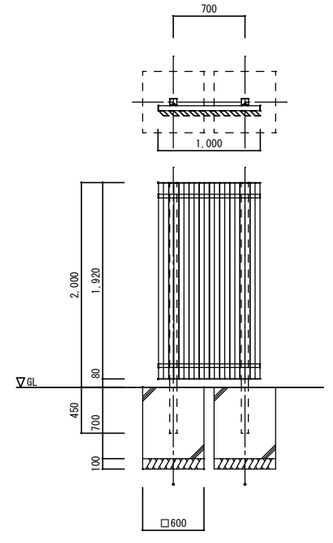
ライニング部分詳細図　S=1/20

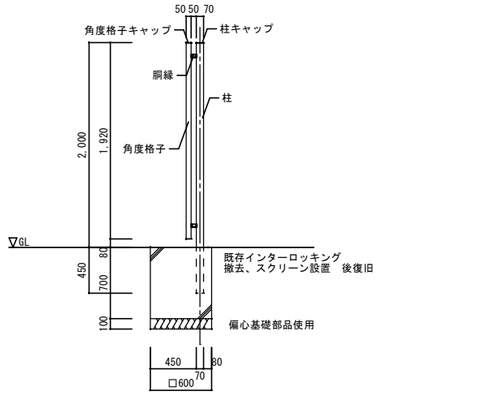
	改　修　後
室　名	男子便所・女子便所
床	磁器質タイル貼り　100□（モルタル下地）　新設 土間コンクリート　新設（D10@300ﾀﾃ・ﾖｺ共）
巾木	磁器質タイル貼り　100□　新設（接着貼り）
腰壁	既存のまま
壁	既存のまま
天井	既存のまま
その他	・ライニング部（磁器質タイル100□,下地共）新設 ・トイレブース新設 ・照明器具新設 ・洋風大便器、小便器、洗面器、化粧鏡新設 ・ベビーチェア、ベビーシート新設 ・L型手すり、小便器用手すり新設（下地補強共）

スクリーン詳細図　S=1/30

名　称	材　質	規　格	
柱	アルミニウム合金押出形材	A6063S−T6	JIS H4100
胴縁	アルミニウム合金押出形材	A6063S−T6	JIS H4100
胴縁補助	アルミニウム合金押出形材	A6063S−T5	JIS H4100
角度格子	アルミニウム合金押出形材	A6063S−T5	JIS H4100
連結部品	アルミニウム合金押出形材	A6063S−T6	JIS H4100
中間スペーサー	樹脂	ASA	
支持金具	ステンレス		
胴縁ｷｬｯﾌﾟ・柱ｷｬｯﾌﾟ・格子ｷｬｯﾌﾟ	樹脂	ASA	
ボルト等	ステンレス		





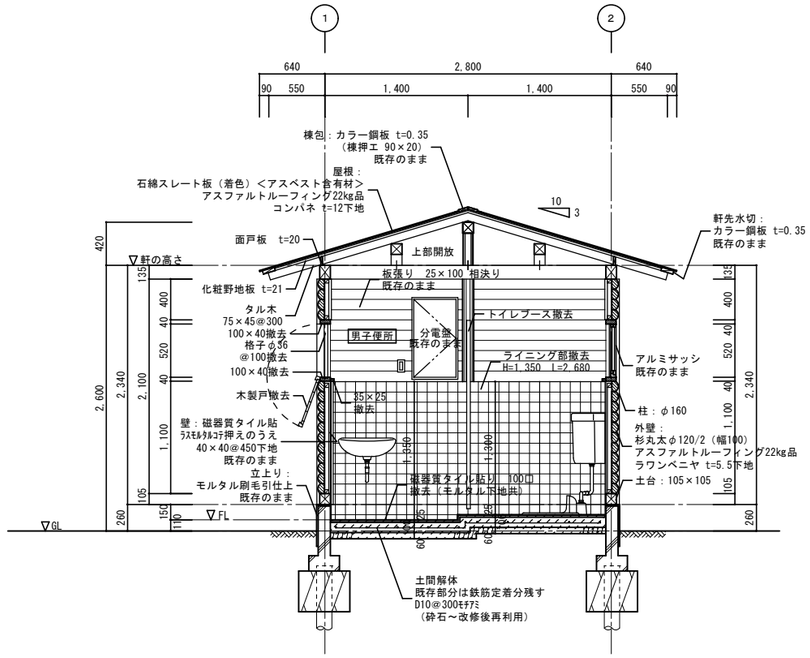


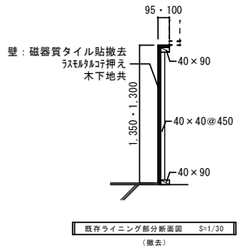
工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
縮尺	A1：1/30　　A3：1/60　　設計日　R08・08・
図面名	平面詳細図（改修前・改修後）

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／12

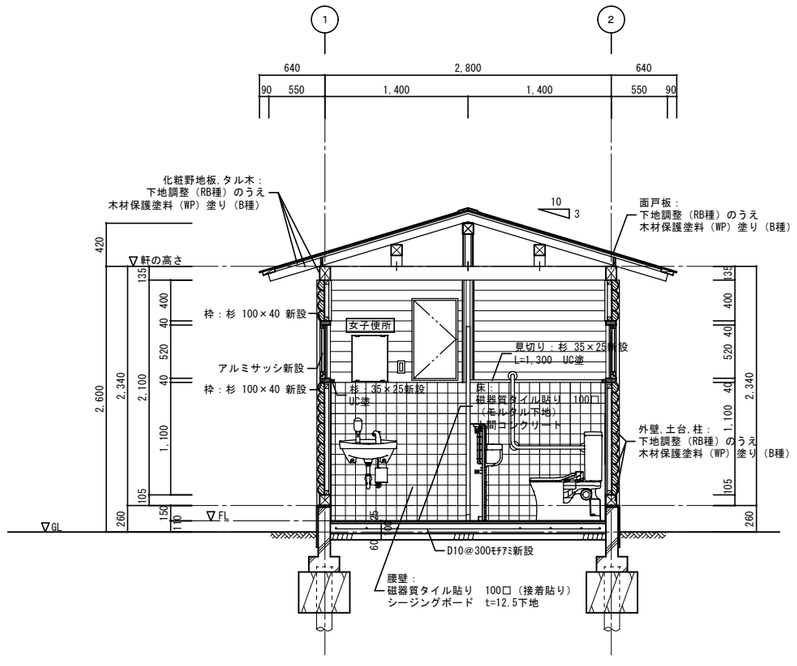
断面詳細図＜改修前＞　　S=1/30





既存ライニング部分断面図　S=1/30
（撤去）

断面詳細図＜改修後＞　　S=1/30

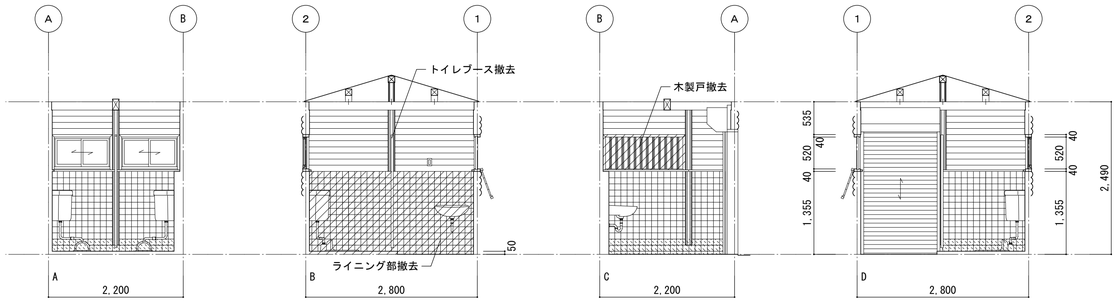


工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/30　A3：1/60　設計日 R08・08・		
図面名	断面詳細図（改修前・改修後）		

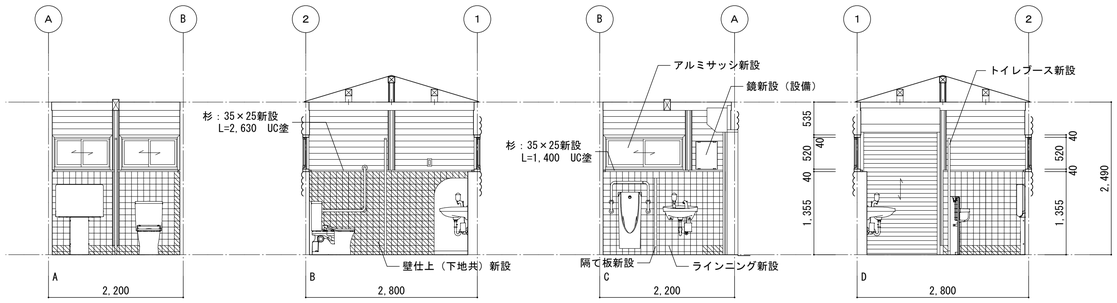
有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／13

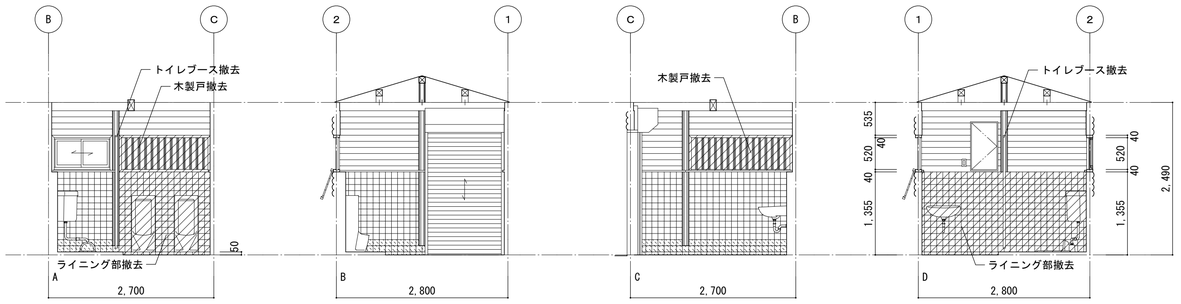
女子便所　展開図＜改修前＞　　S=1/50



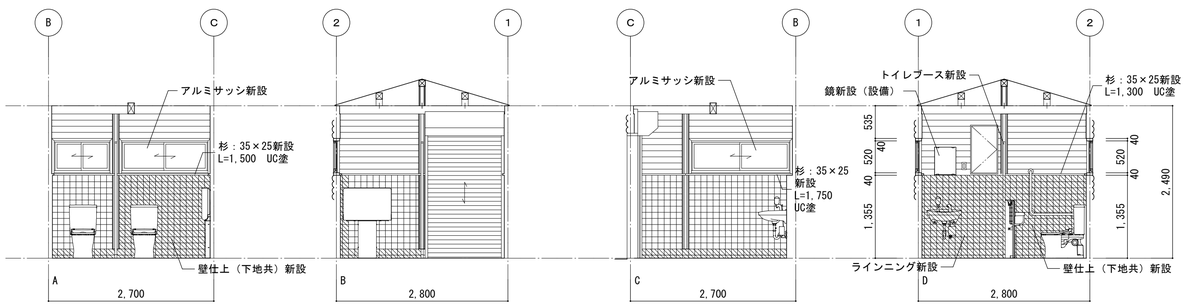
男子便所　展開図＜改修後＞　　S=1/50



男子便所　展開図＜改修前＞　　S=1/50



女子便所　展開図＜改修後＞　　S=1/50



仕　上　表

改　修　前		改　修　後	
室　名	男子便所・女子便所	室　名	男子便所・女子便所
床	磁器質タイル貼り　100□　撤去（モルタル下地共）	床	磁器質タイル貼り　100□（モルタル下地）　新設 土間コンクリート　新設（D10@300ﾀﾃ・ﾖｺ共）
巾木	磁器質タイル貼り　100□　撤去（接着貼り）	巾木	磁器質タイル貼り　100□　新設（接着貼り）
腰壁	ラスモルタルコテ押えのうえ、磁器質タイル貼り　100□　　既存のまま	腰壁	既存のまま
壁	板張り　25×100 相決り　　既存のまま	壁	既存のまま
天井	化粧野地板 t=21,タル木　顎し　　既存のまま	天井	既存のまま

	＜凡　例＞
	解体撤去範囲
	仕上材（タイル）撤去範囲
	仕上材（タイル）新設

工事名　新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）
トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）

縮尺　A1：1/50　A3：1/100　設計日　R08・08・

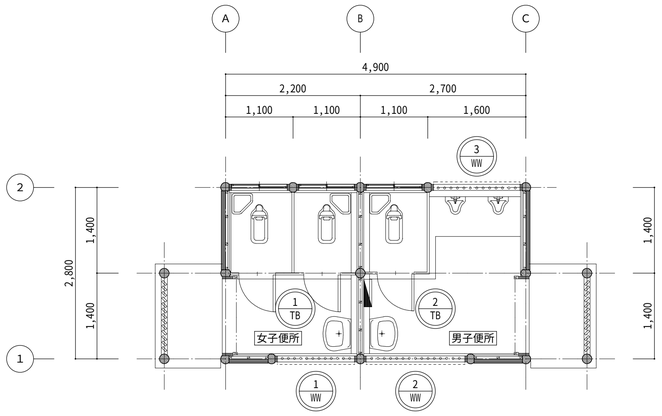
図面名　展開図（改修前・改修後）

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

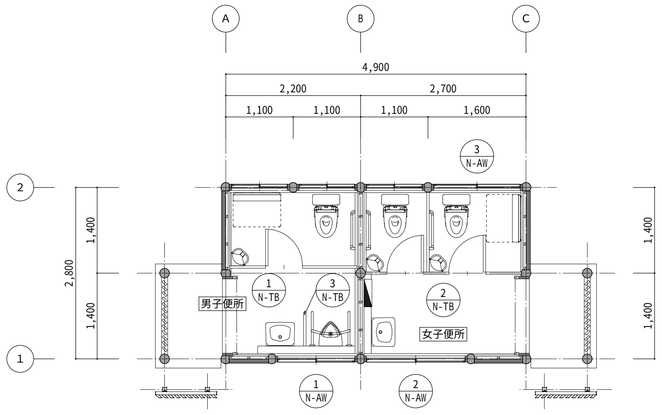
承認	担当	図面番号
		A／14
設計	製図	

建具配置図　　S=1/50

（改修前）

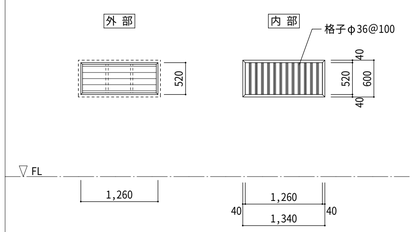
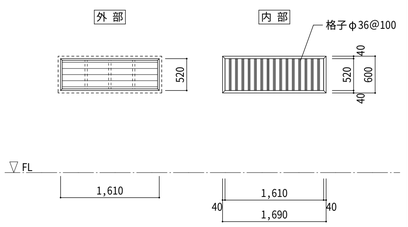
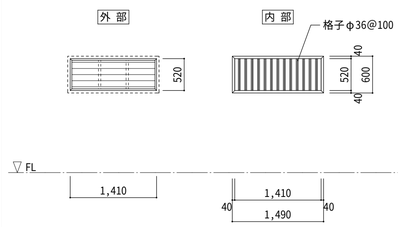
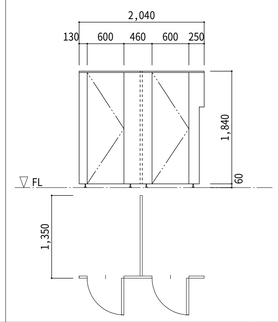
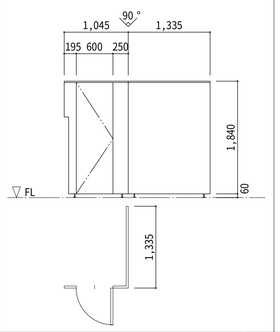


（改修後）

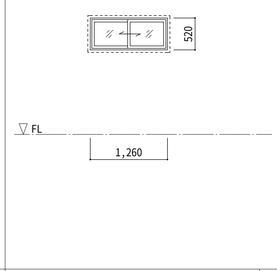
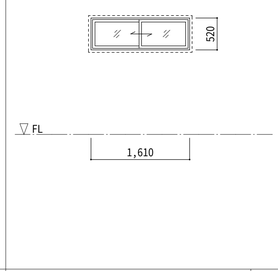
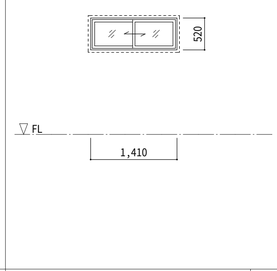
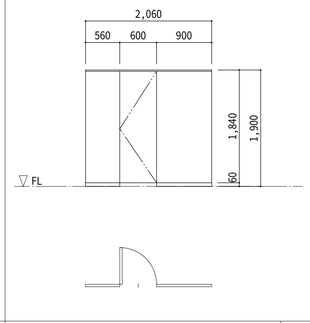
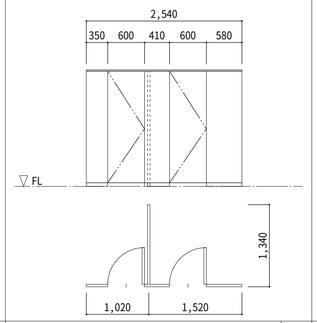
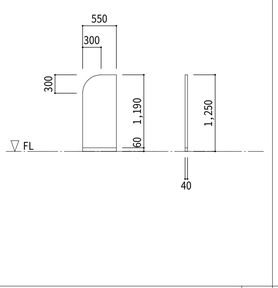


	＜凡　例＞
	撤去建具
N-□	新設建具

撤去

記　号	場　所	WW-1	女子便所	WW-2	男子便所	WW-3	男子便所	TB-1	女子便所	TB-2	男子便所
形　状											
形　式	見　込	木製外倒し戸	38	木製外倒し戸	38	木製外倒し戸	38	トイレブース	36	トイレブース	36
箇所数	仕　上　硝　子	1 木材保護塗料		1 木材保護塗料		1 木材保護塗料		1 ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ化粧合板		1 ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ化粧合板	
金　物		掛金・丁番		掛金・丁番		掛金・丁番		握り玉・丁番・ステンレス笠木・支持金物 他付属金物一式		握り玉・丁番・ステンレス笠木・支持金物 他付属金物一式	
備　考											

新設

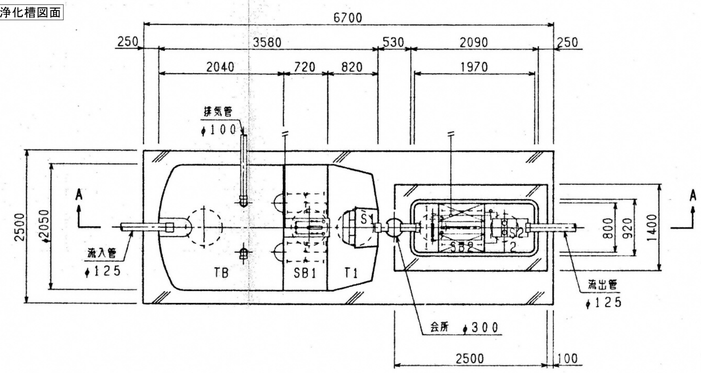
記　号	場　所	N-AW-1	男子便所	N-AW-2	女子便所	N-AW-3	女子便所	N-TB-1	男子便所	N-TB-2	女子便所	N-TB-3	男子便所
形　状													
形　式	見　込	アルミ製引違い窓（内付）	70	アルミ製引違い窓（内付）	70	アルミ製引違い窓（内付）	70	トイレブース	40	トイレブース	40	トイレブース（隔て板）	40
箇所数	仕　上　硝　子	1 アルミ 型板ガラス t=4		1 アルミ 型板ガラス t=4		1 アルミ 型板ガラス t=4		1 ﾒﾗﾐﾝ化粧合板		1 ﾒﾗﾐﾝ化粧合板		1 ﾒﾗﾐﾝ化粧合板	
金　物		ｸﾚｾﾝﾄ錠・他付属金物一式		ｸﾚｾﾝﾄ錠・他付属金物一式		ｸﾚｾﾝﾄ錠・他付属金物一式		ｹﾞﾚﾋﾞﾃｨｴﾝｼﾞ・表示付ﾛｯｸ・戸当り・帽子掛 ｽﾃﾝﾚｽ巾木・ｱﾙﾐ製頭繋ぎ・他付属金物一式		ｹﾞﾚﾋﾞﾃｨｴﾝｼﾞ・表示付ﾛｯｸ・戸当り・帽子掛 ｽﾃﾝﾚｽ巾木・ｱﾙﾐ製頭繋ぎ・他付属金物一式		ステンレス巾木・他付属金物一式	
備　考		網戸無し		網戸無し		網戸無し		ベビーチェア取付部補強下地		ベビーチェア取付部、手すり取付部補強下地			

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
縮尺	A1：1/50　A3：1/100　設計日　R08・08・
図面名	建具表・建具配置図（改修前・改修後）

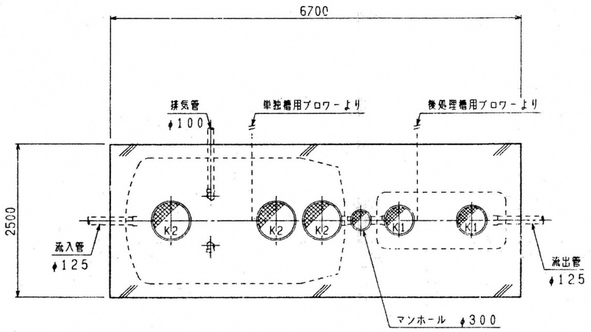
有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／15

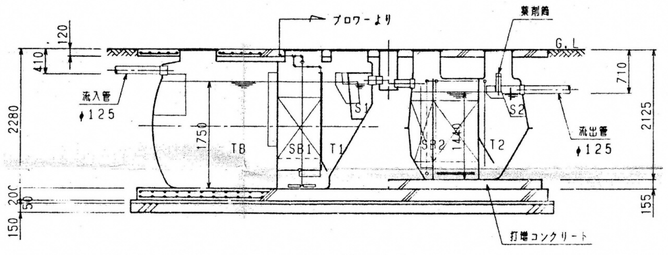
既存浄化槽図面



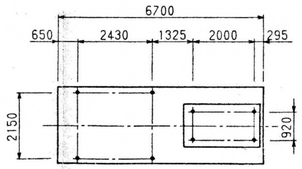
槽内部平面図 S=1/50



スラブ平面図 S=1/50



A－A断面図 S=1/50



アンカーボルト位置図 S=1/100

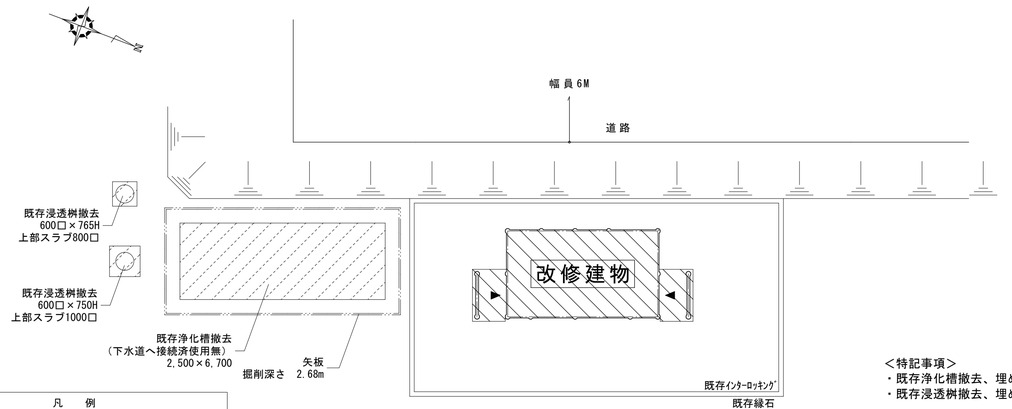
60人 単独後処理浄化槽 仕様表

単独浄化槽 型式	ベスト浄化槽 スカイマー SK-60
認定番号	90K-1A-073
後処理槽 型式	単独浄化槽用後処理装置 ZA6

有効容量（m^3）	沈殿分離室	TB	5.722
	接触ばっ気室	SB1	2.160
	沈澱室	T1	1.140
	消毒室	S1	(0.087)
	後処理接触ばっ気室	SB2	1.276
	後処理沈澱室	T2	0.513
	後処理消毒室	S2	0.048
マンホール・チェッカープレート 耐荷重： 人道			K1: 2-φ450
			K2: 3-φ600

機器仕様				
名称	口径(mm)	能力(ℓ/min)	出力(w)	台数
単独槽用ブロワー	15	120	150	1
後処理槽用ブロワー	15	80	50	1

配筋表			
部材	形状	配筋仕様	
スラブ	版厚120	主筋	D10-@150 シングル
		副筋	D10-@150 シングル
		開口補強筋	2-D13
基礎底盤	版厚200	主筋	D13-@200 ダブル
		副筋	D13-@200 ダブル
一般事項		コンクリート	FC= 210 kg/cm²
		鉄筋	SD295A
		定着及び継手	40d



配置図 S=1/100

凡例	
ニニニ	矢板 L=22.4m H=6.00m Ⅲ型 圧入工法

＜特記事項＞
・既存浄化槽撤去、埋め戻し（山砂）を行う
・既存浸透桝撤去、埋め戻し（山砂）を行う

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/50 A3：1/100 設計日 R08・08・		
図面名	既存浄化槽撤去図		

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	A／16

電気設備改修工事　特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　八戸市新井田西三丁目地内

2．建物概要

建物名称	構 造	階 数 地上	地下	塔屋	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	施設の分類	備 考
公衆トイレ	W造	1階					一般の庇	既存１棟

3．工事種目（●印の付いたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別 公衆トイレ			屋外	備考
● 電灯設備	改設一式				
○ 動力設備					
○ 電気自動車用充電設備					
○ 電熱設備					
○ 雷保護設備					
○ 受変電設備					
○ 電力貯蔵設備					
○ 発電設備					
○ 構内情報通信網設備					
○ 構内交換設備					
○ 情報表示設備					
○ 映像・音響設備					
○ 拡声設備					
○ 誘導支援設備					
○ テレビ共同受信設備					
○ 監視カメラ設備					
○ 駐車場管制設備					
○ 防犯・入退室管理設備					
○ 火災報知設備					
○ 中央監視制御設備					
○					
○ 構内配電線路					
○ 構内通信線路					
○					
○					

4．指定部分　○なし　○あり　範囲：　　工期：令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様
図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）（以下「標準仕様書」という。）
● 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）（以下「標準図」という。）

2．特記仕様
特記事項は、●印の付いたものを適用する。
●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○1．適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速（Vo＝　　） 地表面粗度区分（　　） ○ 積雪荷重 建設省告示第１４５５号における区域 別表（　　）
	○2．電気工事士	最大電力５００ｋW以上の場合においても、第１種電気工事士により施工を行う。
	●3．機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
一般共通事項	●環境への配慮	
	●5．他工事との取合い	施工範囲　図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。
	●6．耐震施工	（1）設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針・２０１４年版」（独立行政法人建築研究所監修）により、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量１ｋN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。 ①設計用水平地震力 機器の重量［ｋN］に、地域係数(1.0)及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合は設計用標準水平震度は次による。

設計用標準水平震度

機器種別		特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階及び屋上及び塔屋	機器	2．0	1．5	1．5	1．0
	防振支持の機器	2．0	2．0	2．0	1．5
	水槽類	2．0	1．5	1．5	1．0
中間階	機器	1．5	1．0	1．0	0．6
	防振支持の機器	1．5	1．5	1．5	1．0
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6
地階・1階	機器	1．0	0．6	0．6	0．4
	防振支持の機器	1．0	1．0	1．0	0．6
	水槽類	1．5	1．0	1．0	0．6

・上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しない階とする。
・水槽類には燃料小出タンクを含む。
・重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤　○ 発電装置（防災用）　○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置　○ 交換装置　○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視制御装置　○　　○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
（2）横引き配管等の耐震支持は、施設の耐震安全性の分類に応じたものとする。
（3）1kNを超える機器のアンカー類については耐震支持に対する計画書を提出する。

機材名
LED照明器具（一般屋内用に限る。）
照明制御装置
可変速運転用インバータ装置
分電盤
制御盤
キュービクル式配電盤
高圧スイッチギア（CW）
高圧スイッチギア（PW）
高圧交流遮断器
高圧変圧器（特定機器）
高圧進相コンデンサ
高圧限流ヒューズ
高圧負荷開閉器
交流無停電電源装置（常時インバータ給電方式（簡易型）を除く。）
太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）
監視カメラ装置
中央監視制御（監視制御装置）

注* JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤ（図　～　）を含む。
JIS C 62271-200による高圧スイッチギヤの製造業者等は、
上記（2）①～⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、JEM1425による高圧スイッチギヤ（CW）/（PW）【＊を付した機材名を記載】について上記（2）①～⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、「①品質及び性能に関する試験データを整備していること。」を除き、証明となる資料等の提出を省略することができる。

一般共通事項		
	○7．石綿含有製品調査	イ）撤去機器、器具等について石綿含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲（○　　○　　） 調査方法（○型番確認の上、製造者ヒアリング　○　　） ロ）下記の石綿含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、　○本工事　　○別途　　とする。 ○
	●8．足場その他	※ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。（　　図参照 ） 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行
		○ 材料、撤去材等の運搬方法（建築工事編2.2.1　表2.2.1による。） 種別　○ A種　○ B種　○ C種　○ D種　○ E種
		○ 仮設間仕切り 種別　○ A種　○ B種　○ C種
		○ 既設部分の養生 ○ 行う　（○ ビニルシート等　○　　） ○ 行わない
	●9．電源周波数	５０ＨＺ
	○10．はつり	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。 また、金属探知により電源供給の停止ができる附属装置を使用する。
	○11．非破壊検査	イ）放射線透過検査等による埋設物の調査 ロ）範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
	○12．あと施工アンカー	イ）あと施工アンカー　接着系アンカー　（　接着剤（有機系）） 金属拡張系アンカー　（　本体打込み式　） ロ）試　験　性能確認試験　○ 行う　※ 行わない 施工後確認試験　○ 行う　※ 行わない
	●13．撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
	●14．既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
	○15．支持金物・固定金具	イ）屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物（ボルト類）はステンレス製（ＳＵＳ３０４）とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
	●16．既存盤の改造	○ 下記盤類の改造等は、製造者等による作業とする。 ○ 分電盤　○ 制御盤　○ 受変電盤　○ ● 盤類の改造前と改造後に関連する器具類、回路等の動作確認試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ● 盤類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
	○17．総合動作試験	各機器の個別運転後に下記の設備について総合動作試験を行い、試験成績書を監督職員に提出する。 ○ 照明制御装置　○ 受変電設備　○ 電力貯蔵設備 ○ 発電設備　○ 駐車場管制設備　○ 防犯・入退室管理設備 ○ 中央監視制御設備　○　　○
	●18．電線・ケーブル	新設する電線類は、図面に「ＥＭ－○○」の記載がなくとも、ＥＭ電線、ＥＭケーブルを使用する。
	○19．ケーブルの種類	ＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブルは、ＪＣＳ　４３９５「６６００Ｖ架橋ポリエチレンケーブル（３層押出型）」によるものとする。
	○20．ケーブルの接続	屋外でＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、端部にシュリンクバック対策を施す。
	○21．厚鋼電線管	屋外、及び地下ピットで使用する厚鋼電線管のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき（めっき付着量３００ｇ／㎡以上）」仕上げとする。
	○22．合成樹脂製可とう管	合成樹脂製可とう管はＰＦ管（一重管）とし、温度による分類はタイプ－２５とする。
	●23．電線本数、管路など	分電盤、制御盤、端子盤などの２次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承諾を受けて、変更してもさしつかえない。
	○24．インサート	床版で断熱材打込み部分は、断熱材用インサートとする。
	●25．フラッシュプレート	● 金属製（ステンレス、新金属も含む）　○ 樹脂製
	○26．フロアプレート	○ アルミ製　○ 銅合金製 水平調整付プレート（空転防止リング付）とする。
	○27．監視制御システムのｻｲﾊﾞｰｾｷｭﾘﾃｨ	外部ネットワークと接続する制御システム ○ あり（対象設備　○ 受変電設備　○ 構内情報通信網設備 ○ 中央監視制御設備　○　　） ○ なし 外部ネットワークと接続する箇所の不正アクセス防止対策 ○ ファイアウォール　○ 統合脅威管理(UTM) 盤・キャビネットの錠の鍵 ○ 製造者の標準鍵 ○ 鍵の指定あり 対策機器（○ 分電盤　○ 制御盤　○ キュービクル　○ 端子盤 ○ 通信キャビネット　○　　）
	○26．接地極の種別及び位置表示	図面に特記なき場合は、表１「接地極一覧表」による。
	○27．塗装	○ キュービクル、分電盤、制御盤等のキャビネットの仕上げ ※ 製造者の標準色仕上げとする。 ○ 下記部位に取付けるものは、指定色仕上げとし、それ以外は製造者の標準色仕上げとする。 ○ 屋外　○ 屋内（○　　○　　） ○ 下記部位に使用する、外面めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 （○ 居　室　○　　○　　○　　）
	●28．機器取付高さ	図面に特記なき場合は、表２「機器取付高さ」による。
	○29．保温、結露防止	外部に面する壁、天井で建築工事でFP版（スタイロフォーム等）打込み箇所に取付ける位置ボックスなどは保温、結露防止処理を行う。

一般共通事項		
	○30．呼び線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のEM-IE電線を挿入する。
	○31．本受電後の基本料金	○ 計上する（想定契約電力　　kw、想定期間　　ヶ月間） ○ 計上しない
各設備	○1．タンブラスイッチ	ネーム付きとする。
	○2．ＯＡフロア用配線器具の蓋	○ アルミ製　○ 樹脂製
	○3．ﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟ	特記の無いﾊｰﾈｽｼﾞｮｲﾝﾄ用ＯＡﾀｯﾌﾟは次の仕様とする。 ２Ｐ１５Ａ（接地極付抜止形）×４ｺｰﾄﾞ3m(ﾏｸﾞﾈｯﾄ付)通電表示灯付
	○4．人感センサ用プレート	照明の人感センサ制御を行う部屋には、下記の注意プレートを設置する。 材質：アクリル　文字：印刷文字　寸法：W=180mm程度,H=50mm程度 参考文例：「人の動きを検知して点灯します。一定時間動きがなければ消灯しますので、その際は再度身体を動かしてください。」 注意プレート設置室：　○ 便　所（計　　枚）○　　（計　　枚）
	○5．ﾀｰﾐﾅﾙﾕﾆｯﾄ付ﾘﾓｺﾝﾘﾚｰ	天井内に取付けるターミナルユニット付リモコンリレーの設置場所は、原則として点滅系統内の第１照明器具近傍とする。 ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。
	●6．LED照明器具	ＬＥＤ照明器具の制御装置記号が特記されていないものは「一般形（ＬＮ）」とする。
	●7．一般照明の照度測定	照度測定箇所は監督職員との協議による。
	○8．分電盤	○ 分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の１Ｐサイズ(100V2P1E,200V2P2E)とする。 ○ 埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器４個以下の場合（ＰＦ２２）を１本、５個以上の場合（ＰＦ２２）を２本、天井まで立上げる。
	○9．制御盤	配管ボンドとなる負荷には接地端子を設けなくともよい。

表１「接地極一覧表」
接地極の種別は下記を標準としEBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
○ 雷保護用接地	E_LA	Ω以下	ＥＰＸ２
○ 雷保護用接地	E_LA	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ　連－　組
○ 共同接地	E_AE_DE_LH	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 共同接地	E_AE_CE_D	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ａ種接地	E_A	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ｂ種接地	E_B	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ２
○ Ｃ種接地	E_C	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ｄ種接地	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 漏電遮断器回路	E_EL	５００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 構内交換機（閉極用）	E_t	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 本配線盤の保安装置	E_At	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 電話引込口の保安器	E_Lt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ アンテナ保安器	E_Lt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 拡声増幅器	E_Dt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 防犯装置用	E_S	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－　組
○			
○ 測定用補助接地極	E_O	―――	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）Ｘ１
○ 避雷器用（低圧用）	E_LL	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 避雷器用（高圧用）	E_LH	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 避雷器用（モデム用）	E_MD	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１

表２「機器取付高さ」

機器		測点	取付高(mm)
共通	積算用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	ｽｲｯﾁ（一般）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（ﾊﾟｳﾀﾞｰﾄｲﾚ）	床上～中心	1,100
	ｽｲｯﾁ(和室)	床上～中心	1,200
	ｺﾝｾﾝﾄ（一般）	床上～中心	300
	ｺﾝｾﾝﾄ（和室）	床上～中心	150
	ｺﾝｾﾝﾄ（台下）	床上～中心	150～200
	ｺﾝｾﾝﾄ（厨房）	床上～中心	800～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（車庫）	床上～中心	1,300
	ｺﾝｾﾝﾄ（機械室）	床上～中心	500～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（屋外）	地上～中心	1,000～1,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（露場）	床上～中心	2,000～2,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
雷保護	開閉器箱	床上～中心	1,500
	制御用ｽｲｯﾁ	床上～中心	1,300
	試験用接地端子箱	床上～下端	800
受変電	接地端子箱	床上～中心	500
誘導支援等	呼出しﾎﾞﾀﾝ（ﾊﾝﾄﾞﾘﾌﾄﾚｰﾄ用）	床上～中心	900、400 (各1個)
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(親機)	床上～中心	1,300
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（玄関子機）	床上～中心	1,100
	廊下表示灯（復旧ﾎﾞﾀﾝ付）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ(車椅子用)	床上～中心	1,100
	ｺﾝｾﾝﾄ(車椅子用)	床上～中心	900

機器		測点	取付高(mm)
電話	集合保安器箱	天井～上端	200
	端子盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	壁付電話機	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ(一般)	床上～中心	300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ(和室)	床上～中心	150
時計拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	壁付子時計	床上～中心	天井高－0.9
	壁付形ｽﾋﾟｰｶ	床上～中心	天井高－0.9
	壁付ｱﾝﾌﾟﾗｰ	床上～中心	1,300
表示等	情報表示盤	床上～中心	天井高－0.9
	壁付発信機	床上～中心	1,300
インターホン	ﾍﾙﾌﾟｻｰﾁｬﾙ	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ（一般）	床上～中心	1,300
テレビ	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ(親機)	床上～中心	1,400
	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	床上～中心	約1,350
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（一般）	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	1,300
	機器収容箱	天井～上端	200
	機器収容箱(EPS)	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	床上～中心	300
	ﾃﾚﾋﾞ端子（和室）	床上～中心	150
火災報知	受信機	床上～操作部	800～1,500
	副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	床上～操作部	800～1,500
	発信機	床上～操作部	800～1,500
	表示灯	床上～中心	2,100
	警報ﾍﾙ	床上～中心	2,300
ガス漏れ検知器	液化石油ｶﾞｽ用	床上～上端	300
	都市ｶﾞｽ用(軽質)	天井～上端	150
	都市ｶﾞｽ用(重質)	床上～上端	300

表１「接地極一覧表」
接地極の種別は下記を標準としEBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外灯用接地極の埋設標は不要とする。

接地の種別	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量
○ 雷保護用接地	E_LA	Ω以下	ＥＰＸ２
○ 雷保護用接地	E_LA	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ　連－　組
○ 共同接地	E_AE_DE_LH	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 共同接地	E_AE_CE_D	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ａ種接地	E_A	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ｂ種接地	E_B	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ２
○ Ｃ種接地	E_C	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ Ｄ種接地	E_D	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 漏電遮断器回路	E_EL	５００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 構内交換機（閉極用）	E_t	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 本配線盤の保安装置	E_At	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 電話引込口の保安器	E_Lt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ アンテナ保安器	E_Lt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 拡声増幅器	E_Dt	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１
○ 防犯装置用	E_S	Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－　組
○			
○ 測定用補助接地極	E_O	―――	ＥＢ（Ｄ＝１０又はＷ＝３０）Ｘ１
○ 避雷器用（低圧用）	E_LL	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 避雷器用（高圧用）	E_LH	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ３連－２組
○ 避雷器用（モデム用）	E_MD	１００Ω以下	ＥＢ（Ｄ＝１４又はＷ＝４０）Ｘ１

表２「機器取付高さ」

機器		測点	取付高(mm)
共通	積算用計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	ｽｲｯﾁ（一般）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ（ﾊﾟｳﾀﾞｰﾄｲﾚ）	床上～中心	1,100
	ｽｲｯﾁ(和室)	床上～中心	1,200
	ｺﾝｾﾝﾄ（一般）	床上～中心	300
	ｺﾝｾﾝﾄ（和室）	床上～中心	150
	ｺﾝｾﾝﾄ（台下）	床上～中心	150～200
	ｺﾝｾﾝﾄ（厨房）	床上～中心	800～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（車庫）	床上～中心	1,300
	ｺﾝｾﾝﾄ（機械室）	床上～中心	500～1,000
	ｺﾝｾﾝﾄ（屋外）	地上～中心	1,000～1,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（一般）	床上～中心	2,100～2,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（露場）	床上～中心	2,000～2,300
	ﾌﾟﾗｸﾞ（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
雷保護	開閉器箱	床上～中心	1,500
	制御用ｽｲｯﾁ	床上～中心	1,300
	試験用接地端子箱	床上～下端	800
受変電	接地端子箱	床上～中心	500
誘導支援等	呼出しﾎﾞﾀﾝ（ﾊﾝﾄﾞﾘﾌﾄﾚｰﾄ用）	床上～中心	900、400 (各1個)
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(親機)	床上～中心	1,300
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（玄関子機）	床上～中心	1,100
	廊下表示灯（復旧ﾎﾞﾀﾝ付）	床上～中心	1,300
	ｽｲｯﾁ(車椅子用)	床上～中心	1,100
	ｺﾝｾﾝﾄ(車椅子用)	床上～中心	900

機器		測点	取付高(mm)
電話	集合保安器箱	天井～上端	200
	端子盤	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	壁付電話機	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ(一般)	床上～中心	300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ(和室)	床上～中心	150
時計拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	壁付子時計	床上～中心	天井高－0.9
	壁付形ｽﾋﾟｰｶ	床上～中心	天井高－0.9
	壁付ｱﾝﾌﾟﾗｰ	床上～中心	1,300
表示等	情報表示盤	床上～中心	天井高－0.9
	壁付発信機	床上～中心	1,300
インターホン	ﾍﾙﾌﾟｻｰﾁｬﾙ	床上～中心	2,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ（一般）	床上～中心	1,300
テレビ	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ(親機)	床上～中心	1,400
	ﾃﾚﾋﾞｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	床上～中心	約1,350
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ（一般）	床上～中心	1,300
	壁付ｱｳﾄﾚｯﾄ（一般）	床上～中心	1,300
	機器収容箱	天井～上端	200
	機器収容箱(EPS)	床上～中心	1,500 (上限1,900以下)
	ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	床上～中心	300
	ﾃﾚﾋﾞ端子（和室）	床上～中心	150
火災報知	受信機	床上～操作部	800～1,500
	副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	床上～操作部	800～1,500
	発信機	床上～操作部	800～1,500
	表示灯	床上～中心	2,100
	警報ﾍﾙ	床上～中心	2,300
ガス漏れ検知器	液化石油ｶﾞｽ用	床上～上端	300
	都市ｶﾞｽ用(軽質)	天井～上端	150
	都市ｶﾞｽ用(重質)	床上～上端	300

備考）天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：―　A3：―　設計日 R08・07・		
図面名	電気設備工事特記仕様書（１）		

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
		E／01
設計	製図	

工事区分表（他工事との取合い等）

項目		A	E	M	EV	備考
躯体関係						
1．RC造(梁･壁･床)の貫通孔開口部	貫通孔のスリーブ材及び取付け	○	○	○	○	
	補強を要する型枠材及び取付け	○				
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	
	貫通孔・開口部の補強	○				
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
2．S・SRC造の梁貫通孔	S･SRC造貫通鋼管スリーブ・補強	○				
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○	防火区画、防煙区画
3．設備機器の基礎	屋内の基礎（建築設計図に記入のあるもの）	○				
	屋内の基礎（設備設計図に記入のあるもの）		○	○		
	屋外・屋上の基礎	○				
	屋上基礎で押さえコンにアンカーしない軽微なもの		○	○		
	機器取付け用アンカー・架台		○	○		
	屋内受水タンク用の基礎	○				
	太陽電池アレイ用架台（支持金物）	○	○			AとEの区分は図示
4．昇降機関連	機械室・昇降路の躯体	○				
	機械室の床開口	○				
	機械室の床配管ピット・ふた	○				
	機械室の上げ床コンクリート打設・仕上	○				
	機械室・昇降路内換気設備			○		
	巻上機周囲のチェッカープレート敷				○	
	昇降路内ピット防水・集水桝	○				
	点検用タラップ				○	
	各階出入口穴あけ・同補強	○				
	三方枠取付・枠廻り埋戻し・同補修				○	
	昇降路がS造の時の出入口扉・三方枠及び幕板の固定用鋼材	○				
	出入口扉・三方枠及び幕板				○	
	出入口扉・三方枠及び幕板の各補強鉄骨	○				
	昇降路の中間ビーム、ブラケット、レールブラケット支持柱、他昇降路内の鋼製部材一式				○	
	昇降路がS造の時の中間ビーム及びブラケットの受けピース	○				
	機械室大梁又は昇降路内にフックの取付（フックを含む）	○				
	ホール押釦・インジケータ・鋼索などの壁開口	○				
	点検用コンセント・煙感知器		○			
	EV制御盤までの動力･照明用電源、アース､火災時管制運転用信号、非常用発電時管制運転信号、拡声設備(館内放送用)配管・配線工事		○			
	EV制御盤からエレベーター内監視カメラ及びインターホンまでの配管・配線工事				○	監視カメラ及びインターホン含む
	監視カメラ用の監視装置からEV警報盤又はEV監視装置までの配管・配線工事		○			電気設備のモニタ装置に映像を表示する場合
	EV警報盤又はEV監視盤までの保守遠隔監視用（電話回線）の配管工事		○			
	EV警報盤又はEV監視盤までの緊急地震速報受信用の配管・配線工事		○			
	EV制御盤からEV監視盤又は警報盤までの制御、監視カメラ及びインターホンの配管・配線工事				○	
	動力計測用電力計から自動制御盤までの配管・配線工事			○		
5．その他	トラフ・ピット類（湧水・汚水）・RC造各種水槽	○				
	同上用防水・ふた・マンホール・タラップ等	○				
	雷保護設備・同接地工事		○			
	ALC板の壁開口・補強	○				
	厨房排水溝	○				
	厨房グリース阻集器			○		
	オイルサービスタンクの防油堤	○				
	フリーアクセスフロア内の防水堤	○				
	既設埋設配管配線調査（Ｘ線探査含む）	○	○	○		

項目		A	E	M	EV	備考
仕上げ関係						
1．軽量鉄骨天井下地・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の補強	○				
	補強を要しないボードの切り込み		○	○		
	開口部の墨出し		○	○		
2．可動間仕切り	切込み及び補強	○				
	位置ボックス	○				
3．つりボルト及びインサート	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用		○	○		
4．外壁まわり	外壁ガラリ及びダクト接続用フランジ	○				
	ウエザーカバー、ベントキャップ（シール共）			○		
	換気扇（取付枠共）			○		
	サッシパネル開口	○				
5．湯沸室まわり	流し台・つり戸棚・水切り棚・コンロ台	○				
	フード（標準詳細図のもの、シール共）	○				その他はM
	ミニキッチン（照明、水栓含む）	○				
6．浴室まわり	浴室ユニット、複合浴室ユニット、シャワーユニット			○		
	既製浴槽（ふたを含む）			○		
	浴室及び便所の床排水金物			○		
7．便所まわり	洗面カウンター	○				洗面器はM
	鏡（規格寸法のみ）			○		規格外はA
	衛生器具ユニット			○		
	手すり、背もたれ	○				衛生器具ユニットの場合はM
8．事務室まわり	ファンコイルカバー	○				
	家具組み込みの洗面器			○		切り込みはA
9．ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ	コンセント		○			
	床パネルの切り込み加工	○				
10．自動扉電動ｼｬｯﾀｰまわり	防火戸の自動開閉装置		○			
	上部電動シャッター本体・制御盤・手動開閉装置・ヒューズ装置	○				
	排煙窓本体・自動開閉装置	○				
	防煙たれ壁本体・駆動装置	○				
	上部電動シャッター、排煙窓及び防煙たれ壁連動制御装置の感知器		○			
	自動扉の本体･駆動装置･検出装置(センサー)	○				
	自動扉の手元電源スイッチ		○			
	電気錠の本体，扉内配線	○				
	電気錠の扉までの配管及び配線		○			
	自動閉鎖装置を取りつける防火戸の切り込み補強及びドアクローザー、フロアヒンジ	○				
	自動扉・電動シャッターからセンサー（附属スイッチ）への配管・配線工事	○				
	自動扉･電動シャッター本体までの配管･配線		○			
11．その他	２重ピット及びトレンチのマンホールふた	○				
	機器搬入用フック、ビーム	○				EV用フック含む
	チェーンブロック		○	○		
	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ	○				
	点検口（天井・床下）	○				

項目		A	E	M	EV	備考
11．その他（続き）	排煙口等の天井仕上材の取付け	○				排煙口はM
	消火器ボックス設置工事	○				
	誘導標識（誘導灯を除く）	○				
	煙突底部排水目皿・排水管	○				
	くつふきマット・玄関マット・自動扉マット部床排水金物（目皿共）・排水管	○				
	くつ洗い流し部排水金物・排水管	○				
	ルーフドレン	○				
	雨水流入配管	○				
	雨水利用設備集水管			○		電動遮断弁以降はM
	屋上緑化	○				屋上緑化用灌水装置までの配管はM
	ポンプ及びポンプアップ配管			○		
屋外排水設備・外構						
1．雨水	屋外雨水排水設備	○				
	桝及び桝ふた	○				
	マンホールの化粧上ふたの表面仕上げ	○				
	雨水公設桝	○				公共下水道が分流式の場合
2．雑排水・汚水電力・通信	屋外雑排水及び屋外汚水排水設備			○		
	桝及び桝ふた			○		
	ハンドホールの化粧用鉄ふたの表面仕上げ	○				
	マンホールの化粧用鉄ふたの表面仕上げ	○				
	排水公設桝			○		公共下水道が合流式の場合
3．植栽	植栽及び客土	○				
4．ユニット形浄化槽	タンク室の躯体	○				
	タンク室の砂充てん			○		
	上記以外のユニット形浄化槽本体・配管及び据付等			○		
5．屋外オイルタンク	タンク室の躯体	○				
	タンク室の砂充てん		○	○		
	上記以外のオイルタンク本体･配管及び据付等		○	○		
	配管トレンチ及び蓋	○				
6．その他	駐車場ガソリントラップ（RC造）	○				
	屋外キュービクルフェンス（扉・錠共）	○				
電気配線配管						
	機器附属の制御盤以降の２次側配管配線（接地線共）			○	○	
	機器附属の制御盤への１次側電源供給配管配線（接地線共）		○			
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線（接地線共）		○			
	機器と附属操作スイッチの渡り配管配線			○	○	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線		○			
	全熱交換ユニットから連動する電動ダンパーへの電源供給配管配線		○			
	注油口内アース端子よりのアース用配管配線		○	○		
	ACP屋外機と屋内機の渡り電源・信号・アース用配管配線			○		
	ACPマルチ形屋内機の電源・アース用配管配線		○			
	機器・電極棒用の電源配管配線		○			電極棒はM
	屋内消火栓ポンプ制御盤から消火栓ポンプ始動装置の電源、信号線の配管・配線		○			

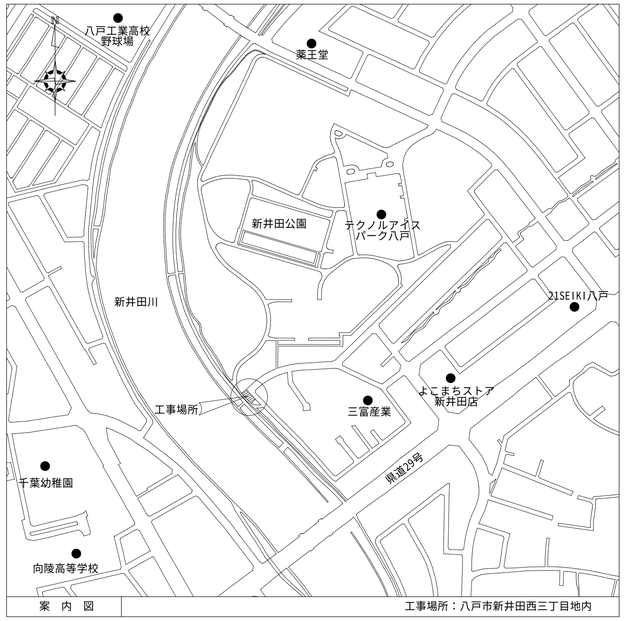
凡例
- A ：建築工事
- E ：電気設備工事
- M ：機械設備工事
- EV：エレベーター設備工事
- ※区分は○印のついたものを適用する。
- ※複数に○印がある場合は、それぞれ必要とする工事で実施するものとする。

この工事区分表は、建築工事（A）、電気設備工事（E）、機械設備工事（M）、エレベーター設備工事（EV）といった施工上密接に関連する各工事において、材料や作業がどの工事に含まれているかを明確にするために共通事項として添付しているものである。よって、本工事の設計図書に記載されていない、工事範囲外の項目も含んでおり、本工事の具体の工事内容を示すものではないことに留意すること。

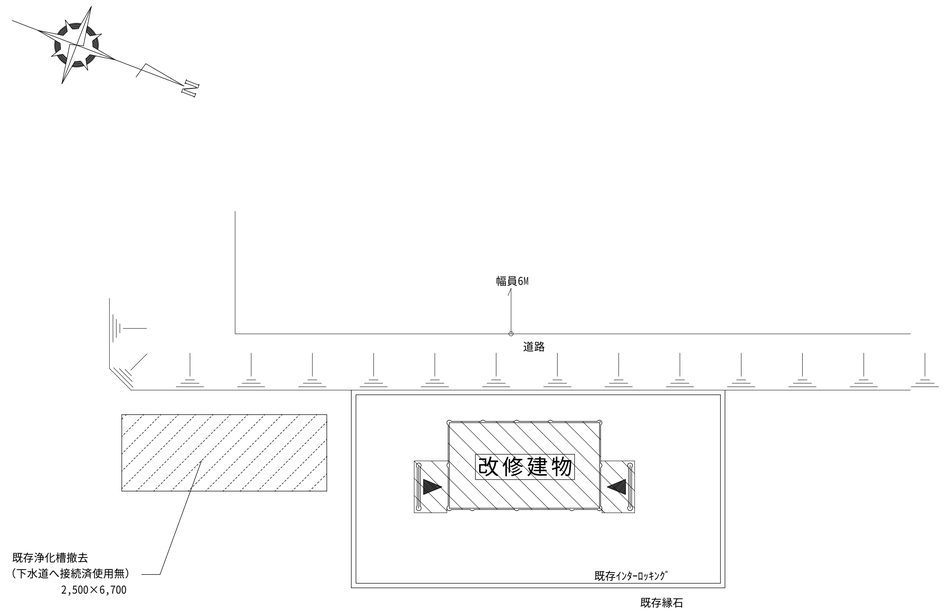
工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
縮尺	A1：― A3：― 設計日 R08・07・
図面名	電気設備工事特記仕様書（２）

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松 橋 義 明

承認	担当	図面番号
		E／02
設計	製図	



案　内　図　　工事場所：八戸市新井田西三丁目地内



配　置　図　S=1/100

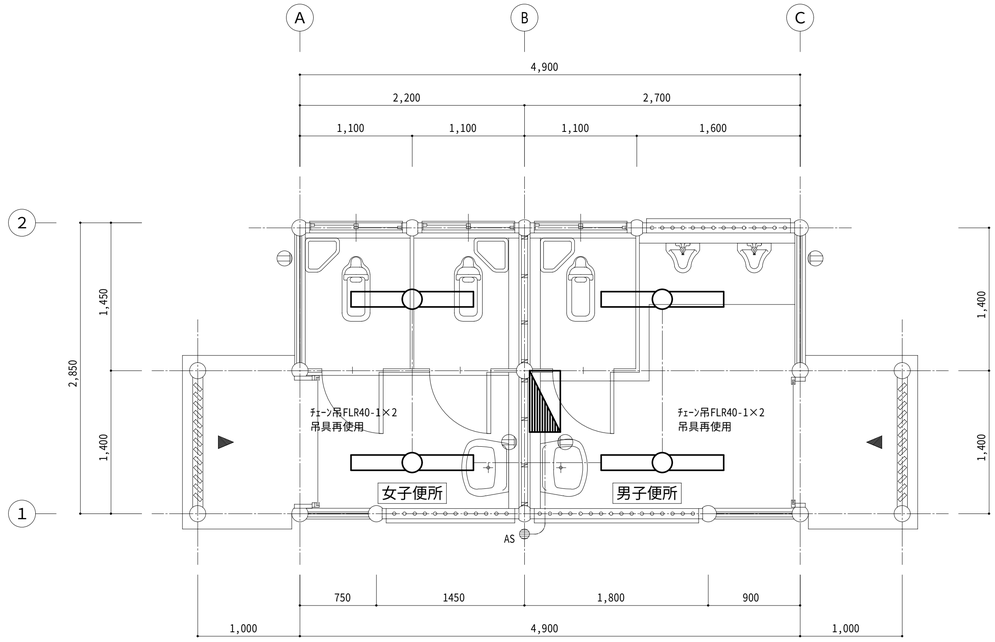
<凡　例>

・ 工事範囲：トイレ（上流）

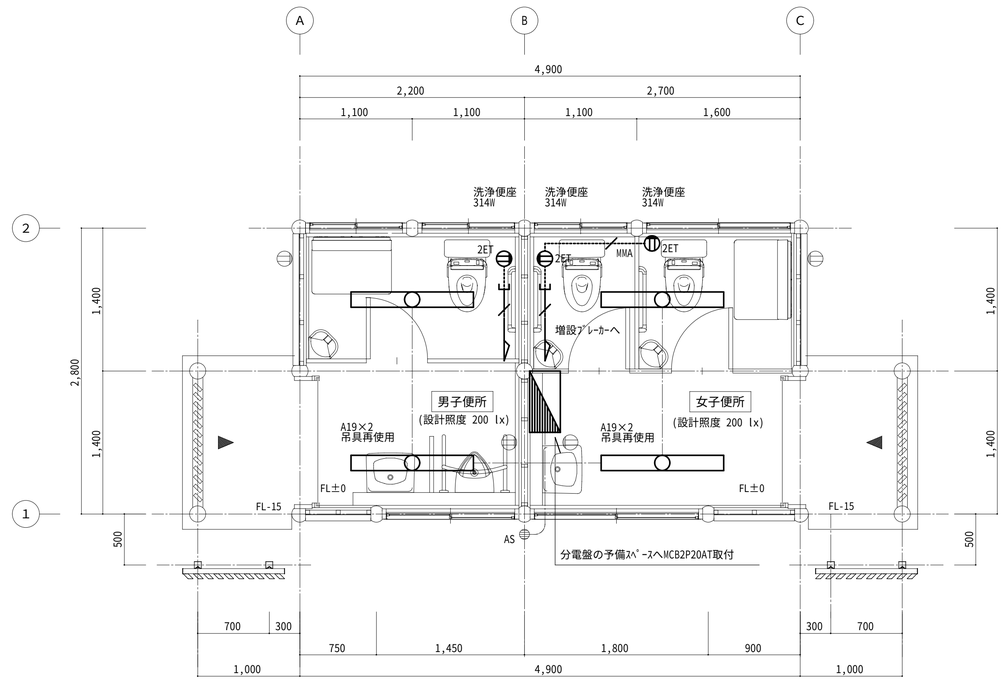
工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/100　A3：1/200　設計日 R08・08・		
図面名	配置図・案内図		

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣） 第 311892 号
松 橋 義 明

承認	担当	図面番号
設計	製図	E／03



撤去平面図　S=1/30

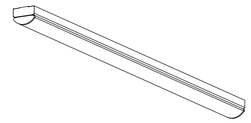


※コンセントへの立下げ部は(MMA)とする。

改修平面図　S=1/30

照明器具姿図

A	ＬＥＤシーリング	B	
A19	LED19.5W(3200lm)	LSS1-4-30	



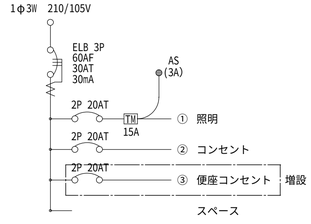
凡　例

記　号	名　　称	備　　考
	照明器具	照明器具姿図参照
	照明器具	〃
⊕2ET	埋込コンセント 2P15A×2+ET	新金属ﾌﾟﾚｰﾄ（ﾒﾀﾙﾓｰﾙ用BOX取付）
•AS	自動点滅器　AC100V	既存
	電灯分電盤	既存

凡例

1．特記なき配管、配線は下記による。

—·-//-·—	EM-EEF2.0-2C
—·-//-·—	EM-EEF2.0-3C(1心E)
—·-//-·—	EM-EEF1.6-2C
—·-//-·—	EM-EEF1.6-3C
—·-//-·—	EM-EEF1.6-3C(1心E)
—·-//-·—	EM-EEF1.6-2C×2
————	太線　改修
————	細線　既存



単線結線図

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）		
縮尺	A1：1/30　A3：1/60　設計日 R08・08・		
図面名	電気設備改修図		

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録（建設大臣）第 311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	E／04

Ⅰ 工事概要　新井田川河川維持(休憩施設リニューアル)トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）
機械設備改修工事　特記仕様書

1．工事場所　八戸市新井田西一丁目地内

2．建物概要

建物名称	構　造	階数			建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第１の区分	施設の分類	備　考
		地上	地下	塔屋				
新井田川桜づつみ公衆トイレ(上流)	木造	1階	－	－	13.72 ㎡	(15) 項	一般の施設	既存１棟

3．工事種目（●印のついたものが対象工事）

工事種目 ＼ 建物別及び屋外	工事種別					
	公衆トイレ					屋　外
○ 空気調和設備						
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
● 衛生器具設備	改設一式					
● 給水設備	改設一式					
● 排水設備	改設一式					
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ ガス設備						
○ 厨房機器設備						
○ 雨水利用設備						
○ 浄化槽設備						
○						

4．指定部分　● 無し　○ 有り　指定部分工期：令和　年　月　日
対象部分（　　）

5．設備概要　（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式	○ダクト方式（○中央　○各階ユニット） ○ファンコイル・ダクト併用方式　　○パッケージ方式
主要熱源機器	○鋼製ボイラー　○鋼製簡易ボイラー　○小型貫流ボイラー ○簡易貫流ボイラー　○鋳鉄製ボイラー　○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機　○温水発生機（○真空式　○無圧式） ○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ○吸収冷温水機　○吸収冷温水機ユニット　○パッケージ形空気調和機 ○マルチパッケージ形空気調和機
換気設備	○１種換気　○２種換気　○３種換気
排煙設備	○建築基準法 ○消防法
自動制御設備	○電気式　○電子式　○デジタル式
給水方式	●水道直結方式　○水道直結増圧方式 ○高置タンク方式　○受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（●分流式　○合流式） ポンプ排水　○有（○汚水　雑排水　○湧水）　○無 放流先　汚　水（●直放流下水管　○浄化槽） 雑排水（●直放流下水管　○浄化槽）
給湯設備	○局所式　○中央式
消火設備	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○粉末消火設備　○不活性ガス消火設備(○　　) ○連結送水管設備　○連結散水設備　○フード等用簡易自動消火装置
ガス設備	○都市ガス(種別　、高位発熱量　MJ/m³(N)、低位発熱量　MJ/m³(N) 供給圧力　Pa、一般ガス導管事業者名：　　)　○液化石油ガス

Ⅱ 工 事 仕 様
1．共通仕様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）(令和４年版)」(以下，「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課制定の「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（令和４年版）」(以下，「標準図」という。)による。ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（令和４年版）」(以下，「標準仕様書」という。)による。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様は(　/　)図，建築工事の特記仕様は(　/　)図による。

2．特記仕様
●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。
●印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
一般共通事項	○１．適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重の算定は次の条件による。 ○風圧力 風速(Ｖｏ＝　　m/ｓ)、地表面粗度区分(　　) ○積雪荷重 平成12年 建設省告示第1455号における区域　別表(　　)
	○２．工事期間中停止させない機器	○ 無し　　○ 有り(　　)
	○３．再使用品の特別な清掃等	○
	○４．再使用品の状態及び性能・機能確認	○
	●５．機材の品質等	（1）本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （2）別表に機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべて事項を満たす証明となる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。

別　表（品質及び性能に該当する材料・機材等）

鋼製簡易ボイラー	鋳鉄製ボイラー	鋼製小型ボイラー
鋼製ボイラー	真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)
チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット		吸収冷温水機
吸収冷温水機ユニット	遠心冷凍機	冷却塔
ユニット形空気調和機	ファンコイルユニット及び小セット形ファンコイルユニット	
コンパクト形空気調和機	パッケージ形空気調和機	マルチパッケージ形空気調和機
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	エアフィルター(パネル形，折込み形)	自動巻取形エアフィルター
電気集じん器	全熱交換器(回転形，静止形)	遠心送風機(多翼形送風機)
斜流送風機	軸流送風機	消音ボックス付送風機
横形遠心ポンプ	水中モーターポンプ(汚水用，雑排水用，汚物用)	
立形遠心ポンプ	風量ユニット(定風量・変風量)	自動制御システム
衛生器具ユニット	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用，給湯用)	
ＦＲＰ製パネルタンク	ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)	
ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形)		スプリンクラー消火システム
不活性ガス消火システム	泡消火システム	ハロゲン化物消火システム
厨房システム	マンホールふた・弁栓ふた	

●６．機材の承諾図　機械設備工事機材承諾図様式集(令和４年版)によるほか、監督職員の指示による。

●７．環境への配慮　（1）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和　5年２月閣議決定）」による特定調達品目の判断の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。
ただし、公共工事分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。
（2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④までを満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

○８．足場その他　※別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。
○本工事で設置する。
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行う。
○内部足場　種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種　○Ｆ種　○Ｇ種
○外部足場　種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種　○Ｆ種
防護シート　○設置する　○設置しない
○材料、搬去材等の運搬方法（建築工事編２．２．１　表２．２．１による。）
種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種
○仮設間仕切　種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種
○既設部分の養生　○行う　○行わない

●９．火気の使用　建築物内での火気の使用は原則として行わない。

●１０．施工調査　事前調査　●本工事　○別途
調査項目　●既存資料調査
調査範囲　○図示　○
調査方法　○図示　○
○はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。ただし、走査式埋設調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。

○１１．アスベスト含有製品及び調査　イ）次の撤去部位は石綿含有製品が使用されており、原則調査不要とする。
○保温材(石綿入りけいそう土保温材１号)　○たわみ継手
○保温外装材(アスベストセメント)　○保温外装材(特殊石綿板)
○煙道用パッキン(煙道伸縮部：石綿ロープ)
○煙道用パッキン(壁貫通部：アスベスト)
○ダクトパッキン(石綿テープ)　○配管接合材(石綿ジョイントシート)
ロ）次の撤去資機材等についてはアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。
調査範囲（○熱源機器　○　　）
調査方法（○型番確認の上製造者ヒアリング　○　　）
ハ）撤去資機材等については定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。
なお調査にかかる費用は、○本工事 ○別途　とする。

○１２．埋戻し土及び盛土　イ）管周囲の保護　※山砂の類
（ただしコンクリート管の周囲は根切り土の良質土）
ロ）埋戻し土及び盛土 ※根切り土の中の良質土　○山砂の類

○１３．容量等の表示　イ）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
ロ）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は原則として表示された数値以下とする。

○１４．電源周波数　50Ｈｚとする。

○１５．電動機　換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてもよい。

●１６．耐震施工　設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針・２０１４年版」（独立行政法人建築研究所監修）により、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。
ただし、重量１ｋＮ以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合はこの限りではない。
（1）設計用水平地震力
機器の重量[ｋＮ](水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

機器種別	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋 機器	2.0	1.5	1.5	1.0
上層階屋上及び塔屋 防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
上層階屋上及び塔屋 水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階 機器	1.5	1.0	1.0	0.6
中間階 防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
中間階 水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階 機器	1.0	0.6	0.6	0.4
地階・１階 防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
地階・１階 水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む。
・重要機器は次による。
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］
［名称：　、記号：　］［名称：　、記号：　］

（1）地域係数　※ 1.0　○ 0.9
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とする。
（3）機器類および支持架台類固定用のワッシャーの選定は座屈防止を十分検討する。

●１７．総合試運転調整　各機器の個別運転調整後に次の総合調整を行い、測定報告書を提出する。
○風量調整　●水量調整　○室内外空気の温湿度の測定
○室内気流及びじんあいの測定　○騒音測定
○飲料水の水質の測定：費用（○本工事　○別途）
○雑用水の水質の測定：費用（○本工事　○別途）

○１８．弁等のサイズ　特記されていない弁等のサイズは機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。

○１９．建物導入部配管の変異吸収　図示の箇所に施工する。施工方法は「標準図」建築物導入部の変位吸収配管要領(一)、(二)による。（○(ａ)　○(ｂ)　○(ｃ)）

○２０．絶縁継手取付箇所　図示による。

○２１．支持及び固定　標準仕様書記載以外の天井吊形、カセット形、天井隠ぺい形の機器の支持は吊り用ボルトで行い、振れ止めを施したものとする。

○２２．支持金物・固定金具　イ）ポンプ、屋外機器及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製(SUS304)とする。
ロ）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。
ハ）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
ニ）冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆銅管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。

○２３．地中埋設標等　（1）地中埋設標(図示の位置)　※要　○不要
（2）埋設表示テープ(排水管を除く)　※要　○不要

●２４．技能士の適用　●配管施工(配管工事)　○建築板金施工(ダクト製作及び取付け)
○冷凍空気調和機器施工
(チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備)
○熱絶縁施工(保温工事)

●２５．配　管　（1）ステンレス鋼管の接合は下記による。
※呼び径60Su以下（ ※プレス式　※拡管式 ）
（2）溶接部の非破壊検査　※不要　○要(　　)
（3）呼び径50以下の鋼管のねじ加工は原則として転造ねじ加工とする。
ただし、樹脂ライニング鋼管(ポリ粉体鋼管を除く)のねじ加工は切削ねじ加工とする。
（4）排水管の90°曲管は原則として大曲管とする。

○２６．あと施工アンカー　○金属拡張系アンカー(※本体打込式)
○接着系アンカー(接着剤は有機系とする)
ただし、配管・ダクト・機器等の天井つり下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しない。
イ）性能確認試験　※行わない　○行う
ロ）施工後確認試験　※行わない　○行う

○２７．既設インサート他　既設インサート及びアンカーボルト　※使用しない　○使用する

●２８．既設配管の試験　給　水　※行わない　○行う　排　水　※行わない　○行う
冷温水　※行わない　○行う　冷却水　※行わない　○行う
試験方法
給　水　○　○　排　水　○　○
冷温水　○　○　冷却水　○　○

●２９．他工事との工事区分　工事区分表による。

○３０．塗　装　（1）○保温を行わない屋室・便所・湯沸室及び屋外の露出配管(鋼管)、ダクトには塗装を行う。
○図示による。
（2）○露出金属電線管は次の部分の塗装を行う。
○屋外架空部　○ 機械室　○屋内一般

○３１．電線類　電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１ 表４．１．１１による。

○３２．冷媒(フロン系)回収　冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により適切に行うこと。ただし、家電リサイクル対象機器は除く。
冷媒回収の費用は(○本工事　○別途)とする。
家電リサイクル対象機器の冷媒回収方法はポンプダウン方式とする。
リサイクル料金は(○本工事　○別途)とする。

○３３．案内板等　機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称Ａ１の図面(　枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。
屋外に設置する危険物表示版等の材質はアルミニウム製とする。

○３４．監視・制御システムのサイバーセキュリティ　外部ネットワークと接続する制御システム
○　あり（対象設備　　）　○　なし
外部ネットワークとの接続する箇所の不正アクセス防止対策
○　ファイアウォール　○　統合脅威管理（UTM）
○　盤・キャビネットの錠の鍵
○　製造者の標準鍵
○　鍵の指定あり
対策機器（○監視盤　○自動制御盤　○　）

○３５．保温外装　（1）屋内露出の保温外装は、合成樹脂カバー２とする。
（2）床下暗渠内(ピット内を含む)の保温に使用する着色アルミガラスクロスの外装色の分類は、以下を標準とする。

	外装色
消火管	白系
給水管	青系
給湯管	黒系
冷水・冷温水管	緑系
温水・蒸気管	赤系

一般共通事項

○３６．計器類　（1）熱源機器には、個々に地震感知器を付属する。
（2）圧力計、連成計、水高計及び電流計等の計器類には、正常値を示す赤指針を設ける。

○３７．土工事　（1）配管は下記による。

	埋設深さ(m)		土工事区分		埋戻し用土		
	構内一般	構内車路	機械土工	人力土工	掘削土	客土	
給水管							
排水管							
ガス管							
消火管							
油管							

（2）公道部は、水道事業者、下水道事業者、ガス供給事業者及び道路管理者規定による。
（3）設計図書に示された配管工事で掘削深さが1,500mmを超える場合は、図示による方法で土留めを行う。
（4）土中埋設配管は、配管下100mm・配管上100mmを山砂等で埋め戻す。
（5）残土(発生土を含む)処理
※　構内指示の場所に敷き均し
○　構内指示の場所に堆積
○　構外搬出適正処理：　※ 本工事(約　　km(搬出調書等を提出する))
○ 別途工事

○３７．貫通部の処理　標準仕様書によるほか、冷温水管及び蒸気配管の貫通部には、鞘管を入れ隙間を断熱材等で埋める。

○３８．はつり　既存コンクリート部の床・壁の配管貫通部等の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

空気調和設備

○１．設計温湿度

		外気条件		屋内(調整目標) 一般系統			
		温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	９時	30.2℃	64.5%				
	12時	32.1℃	58.3%	28 ℃	45 %	℃	%
	14時	32.0℃	60.0%				
	16時	31.3℃	62.3%				
冬季		-5.5℃	83.7%	19 ℃	40 %	℃	%

熱源機器の水温条件

	暖房用温水ボイラー			
送水温度	70.0 ℃	℃	℃	℃
出入口温度差	15.0 ℃	℃	℃	℃

○２．ばい煙濃度計　取付箇所は図示による。

○３．鋼板製煙道　板厚は煙道径300mm以下は3.2mm、300mmを超えるものは4.5mmとする。煙道を設置する場合、ばいじん測定口(口径100φ、タッピング)を設ける。(煙道径400mmを超えるものには、掃除口に蝶番を取り付ける。)

○４．ダクト　既設　※低圧ダクト　○高圧ダクト１
改設　※低圧ダクト
（長方形ダクトは　※コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分)
○アングルフランジ工法）
○高圧１ダクト(適用範囲は図面による)

○５．風量測定口　取付箇所は図示による。取付面は監督職員の指示による。

○６．ダンパー　（1）防煙ダンパー 復帰方式 遠隔式(定格入力はＤＣ24Ｖ、0.7Ａ以下とする。)
（2）ピストンダンパー 復帰方式 遠隔式

○７．弁　類　※５Ｋ
呼び径65Ａ以上の弁はバタフライ弁とする。
ステンレス鋼管に取り付ける弁類はステンレス製とする。
冷温水コイル及び蒸気加熱コイル廻り(標準図施工37･41)の弁は仕切弁とする。

○８．鋼管用伸縮管継手　○ベローズ形　○スリーブ形

○９．温度計　円形指示計とする。

○１０．瞬間流量計　止水コック付とする。(※ 固定形　○着脱形)
着脱形の流量指示部(○40Ａ用　個、○100Ａ用　個、○250Ａ　個)を付属する。

○１１．チャンバー　イ）内貼チャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。
ロ）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系統で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設ける。
なお大きさは図示による。
ハ）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水滞留のないように施工する。

○１２．保　温　イ）蒸気還り管の保温は不要(屋内露出は除く)
ロ）屋外露出管（井、フランジを含む）の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．３　Ｅ２・(ハ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。
ハ）還気ダクトの保温 ※不要 ○要(保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
ニ）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温　※要　○不要
ホ）排気ダクトは外壁開放部より１ｍ程度を保温する。
（チャンバーボックス含む）
ヘ）冷媒管の保温外装
居室露出部　※保温化粧ケース(樹脂製)
屋　　外　※保温化粧ケース(樹脂製)
○保温化粧ケース(※亜鉛めっき鋼板製　○SUS製)
ト）建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁(空気抜き弁を含む)までとし、仕様は標準仕様書の冷温水管の項による。
チ）高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚さ：　　mm
リ）温水暖房のパネルヒーターへの屋内露出管
○ 施工する　※ 施工しない
ヌ）蒸気管の保温
暖房する室の暖房用蒸気立て管(主管を除く)及び分枝管：
○ 施工する　※ 施工しない

○１３．塗　装　次の部位に使用するダクトには塗装を行う。
○制気口ボックス内面(居室・便所の見えかかり部)
○図示による

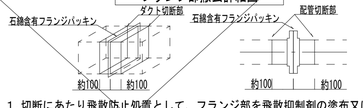
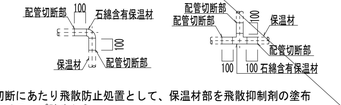
工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）				
縮尺	Ｎ・Ｓ	設計日	R08・08・	承認	担当
図面名	機械設備工事特記仕様書(1)			設計	製図

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録　（大臣）　第　311892 号
松 橋 義 明

図面番号 M／01

章	項目	特記事項
空気調和設備	○14.消音内貼り	吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは図示による。
	○15.緊急遮断弁	オイルサービスタンクに設置する緊急遮断弁は、停電時に閉じるものとする。
	○16.注油口及び指示ボックス	○ 単独形　　○ 共用形（ ○ 油量指示計　○ ローリーアース）
	○17.カセット形ファンコイルユニット（風量分配ダクト）	※ 亜鉛鉄板 ○ 自己消火性のポリスチレンフォーム製 ○
	○18.温水パネルヒーター	※ 鋼板製　　○ アルミ製　○
	○19.電気パネルヒーター	（1）ケーシングはステンレス製とする。 （2）便所に設置する場合は、いたずら防止カバー付とする。
換気設備	○1.準拠事項	[空気調和設備の当該事項に準ずる。] ○ダクト　○風量測定口　○ダンパー　○チャンバー　○塗装
	○2.開放形湯沸器用排気フード	○既設　○改設（○別途　○本工事）
	○3.厨房用排気ダクト	アングルフランジ工法とする。 既設　○亜鉛鉄板 改設　○亜鉛鉄板 ○ステンレス鋼板(SUS304) (板厚は衛生器具表空調１の厨房排気ダクトの板厚表による)
	○4.厨房用排気フード	既設　材質(天蓋とも) ○ステンレス鋼板(SUS304)　○ フード周囲の天幕(フード面から天井面まで) ○有　○無 改設　材質(天蓋とも) ○ステンレス鋼板(SUS304)　○ フード周囲の天幕(フード面から天井面まで) ○取り付ける　○取り付けない フードゴック ○取り付ける　○取り付けない
	○5.多湿箇所の排気ダクト	イ)厨房系統、浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統のダクトのシールは「標準図」シールの施工例(一)、(二)のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとする。 ロ)水抜き管　　○要　　○不要
	○6.保　温	全熱交換器(空調換気扇)の外気取入れダクト(OA)、給気ダクト(SA)及び排気ダクト(EA)は全て保温する。
	○7.換気扇類	換気扇類は低騒音形以上とし、有圧換気扇は保護ガード付とする。
	○8.給排気口	外壁に設置するベントキャップ、ウェザーカバー等には、給気用に防虫網、排気用に防鳥網を取り付ける。
排煙設備	○1.ダクト	既設　○亜鉛鉄板 ○普通鋼板(厚1.6mm) 改設　○亜鉛鉄板 ○普通鋼板(厚1.6mm)
	○2.排煙口の形式	既設　○パネル形　(○天井取付 ○壁取付) ○スリット形(○天井取付 ○壁取付) ○ダンパー形(○天井内取付 ○　　) 改設　○パネル形　(○天井取付 ○壁取付) ○スリット形(○天井取付 ○壁取付) ○ダンパー形(○天井内取付 ○　　)
	○3.排煙口の形式	既設　○電気式（遠隔操作　○有　○無） 改設　○電気式（遠隔操作　○要　○不要） 排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による耐熱・耐火ケーブルとする。
	○4.排煙風量測定方法	建築設備定期検査業務基準書2016年版 ((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準じる。
自動制御設備	○1.システム構成その他	別図による。
	○2.計装用配線	電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 屋外～屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
	○3.電動弁	開閉状態の遠方表示用接点を　　○設ける　　○設けない。
	○4.弁耐圧	ＭＰａ
	○5.その他	(1) 室内温湿度検出器等を2個以上併設する場合は、サーモケースを使用する。 (2) 電動機用電流計は延長目盛電流計とし、赤指針付きとする。
衛生器具設備	○1.衛生器具ユニット	別図による。
	○2.身障者用洗浄弁	※ センサー式 ○ タッチスイッチ式　○ くつべら式押しボタン
	●3.大便器用便座	※ 暖房便座（ ○ 脱臭機能付　○ 擬音装置付）　　○ 普通便座 ● 温水洗浄便座： 加熱方式：● 貯湯式　○ 瞬間式 付加機能：※ 節電機能 ※ 脱臭機能 ○ 温風乾燥機能　　○ 擬音装置 ○ リモコン 温水洗浄便座への給水は市水を接続する。
	●4.注記板	● 設けない　○ 設ける（ ○ 陶器製　○ 樹脂製） 対象器具は図示による。
給水設備	○1.量水器	既設　○親メーター(※貸与品 ○買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) ○子メーター(○貸与品 ※買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) 改設　○親メーター(※貸与品 ○買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式)) ○子メーター(○貸与品 ※買取り) (○現地表示式(直読式)　○遠隔表示式(○電文式 ○パルス式))
	○2.量水器桝	既設　親メーター用　　○水道事業者指定品　　○「標準図」量水器桝 子メーター用　　○水道事業者指定品　　○「標準図」量水器桝 改設　親メーター用　　○水道事業者指定品　　○「標準図」量水器桝 子メーター用　　○水道事業者指定品　　○「標準図」量水器桝
	○3.弁　類	イ)水道直結部分　※10Ｋ ロ)その他の部分　※５Ｋ ハ)呼び径65Ａ以上の弁はバタフライ弁とする。 ニ)ステンレス鋼管に取付ける弁類はステンレス製とする。
	○4.不凍水栓柱	※化粧ケーシング(※アルミニウム合金製 ○合成樹脂製)

章	項目	特記事項
給水設備	●5.給水栓	イ)屋内(●一般水栓　○耐寒水栓)　屋外(○耐寒水栓　○一般水栓) ロ)湯沸室、台所、厨房用水栓は泡沫とする。 ハ)耐寒水栓はＪＷＷＡの認証品とする。
	○6.保　温	イ)屋外露出管(弁、フランジを含む)の保温は、標準仕様書第２編３．１．４表２．３．５・ｅ２・(ハ)とし厚さは呼び径25mm以下は50mm、呼び径32mm以上は40mmとする。 ロ)量水器桝内の保温 ※ 行う　　○ 行わない
	○7.小形給水ポンプユニット	（1）自動交互並列運転とする。 （2）24時間強制ローテーション機能：※ 付加する　○ 付加しない
	○8.水槽	（1）FRP製タンクのタンク天板(点検用蓋を含む) ※ 複合板　　○ 複合板としない （2）タンク接続用配管のフレキシブル継手は合成ゴム製とし、水槽用鋼製架台は溶融亜鉛めっき仕上げとする。 （3）吐水配管(受水槽)の給水用緊急遮断弁 ※ 設けない　　○ 設ける
	○9.壁埋込形散水栓ボックス	（1）SUS製とし、鍵付とする。
	○10.引込納付金等	○要(○本工事　※別途)　○不要
	●11.その他	給水管の最小口径は20mmとする。ただし、器具接続部分を除く。
排水設備	○1.満水試験継手	図示の位置に取り付ける。
	○2.台所流し等の排水管	台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(ＲＦ－ＶＰ)でもよい。
	○3.インバート桝	※ 樹脂製桝(小口径桝) ○ コンクリート製桝：　○ 国土交通省仕様桝 ○ 頂部補強を施した市販重ね桝 ○ 日本下水道協会規格桝
	○4.ため桝	○ 樹脂製桝 ※ コンクリート製桝：　○ 国土交通省仕様桝 ○ 頂部補強を施した市販重ね桝 ○ 日本下水道協会規格桝
	○5.樹脂製桝	樹脂製桝(小口径桝)は、プラスチック・マスマンホール協会及び日本下水道協会規格に準ずる。
	○6.雨水桝	雨排水用ため桝は、配管エルボによるトラップ桝とする。
	○7.グリース阻集器	（1）工場製作品で実用量が1.0m3以下のもの ※ ステンレス鋼板製　　○ FRP製 （2）設置箇所は図示による。
	○8.間接排水	次のものは間接排水とする。 ○　　○
	●9.試験	（1）排水管は満水試験を行い、衛生器具等の取付け完了後に通水試験を行う。 煙試験：　※ 行わない　　○ 行う
	○10.放流納付金等	○要　(○本工事　※別途)　○不要
	○11.その他	別途、工場製作の流しのトラップは別途工事とするが、接続は配管(硬質塩化ビニル管でもよい)とし、本工事とする。
給湯設備	○1.弁　類	給水設備の当該事項による。
	○2.保　温	湯沸器の給排気筒(二重管)の隠ぺい部保温を行う。 (保温の種別は標準仕様書第２編３．１．５ 表２．３．５　ｈ・(イ)・Ⅸとする)
	○3.貯湯槽	ステンレス鋼板製　　○ SUS304　○ SUS304L　○ SUS316　○ SUS316L ○ SUS444
	○4.貯湯式電気温水器	（1）週間タイマー：　※ 取付ける　　○ 取付けない （2）制御盤の節電機能：　○ 組み込む　　○ 組み込まない
	○5.湯水混合栓	逆止弁機能：　※ 有り　　○ 無し ※　シングルレバー式　　○ サーモスタット式　　○ 2バルブ式
消火設備	○1.屋内消火栓種別	既設　○易操作性１号消火栓　○２号消火栓 既設　○易操作性１号消火栓　○２号消火栓　○広範囲型２号消火栓
	○2.屋内消火栓開閉弁	※10Ｋ
	○3.地中埋設配管の接合	外面被覆鋼管の呼び径100Ａ以下はねじ接合とする。
	○4.保　温	イ)充水タンクの保温　　既設　○有　○無 改設　○要　○不要 なお充水タンクの保温は標準仕様書 第２編3．1．5 表2．3．5 鋼板製タンクの項による。 ロ)消火配管の保温　　既設　○有　○無 改設　○要　○不要 なお消火配管の保温は標準仕様書 第２編 3．1．5 表2．3．5 給水管の項による。 ハ)屋外露出管については給水管に準ずる。
	○5.屋外消火栓ボックス	● ステンレス製　　○ 鋼板製
	○6.その他	（1）連結送水管に取付ける弁は16Ｋとする。 （2）その他の弁：　※ JIS10Ｋ　　○ JIS20Ｋ
ガス設備	○1.親メーター	○実測式　○パルス式　○貸与品
	○2.子メーター	○実測式　○パルス式　○買取り
	○3.ガスボンベ	貸与品(○50kg　　本) イ)集合装置　　○「標準図」液化石油ガス容器廻り配管要領による　　本立て ロ)転倒防止等　○「標準図」液化石油ガス容器転倒防止施工要領 (○(ａ)　○(ｂ)) ○容器固定具をＧＬ＋300に追加設置する。
	○4.ガス漏れ警報器	○本工事(図示の箇所に取り付ける)　○分離形　○一体形　○別工事 外部出力端子　○有　○無
	○5.埋設深さ	イ)一般敷地内　　(　　m以上) ロ)敷地内車両通行部分(　　m以上)
	○6.緊急遮断弁	※ 取付けない ○ 取付ける(ガス漏れ警報機と連動して作動するものとし、系統は図示による)
厨房機器設備	○1.熱調理器の熱源	既設　○ガス　○電気 改設　○ガス　○電気
	○2.厨房機器類	イ)仕様・性能等は図示による。機器の寸法は概略寸法とする。 ロ)厨房機器据付け要領は「標準図」厨房機器据付け要領による。
	○3.厨房システム	※ドライシステム　　○ ウェットシステム　　○ セミドライシステム
	○4.付属制御盤	機器付属の制御盤は、製造者規格品とする。
	○5.付属品(弁類)	JISB2011:2003又はJV同等性能品　　○ 5K　　※ 10K

章	項目	特記事項
雨水利用設備	○1.システム構成その他	別図による。
	○2.量水器	○パルス式　○直読式
	○3.弁　類	図面に特記なき場合は、ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋとする。
浄化槽設備	○1.特記事項	※県が別に定める仕様書による。 ○下記による （1）処理能力 対象人員　　人　ＢＯＤ濃度　　ｍｇ／Ｌ　ＢＯＤ除去率　　%以上 （2）流入負荷 汚水量　　ｍ３／日　　ＢＯＤ濃度　　ｍｇ／Ｌ （3）処理方式 ○小規模合併処理 （告示区分第１の処理方式及びその他同等の能力を有するもの又は建築基準法施行令第35条１項の大臣認定） ○合併処理(告示区分第２、第３、第６の処理方式) （4）主要構造 ○ユニット形（ＦＲＰ製）　○現場施工形 設置スペース　約　　Ｌ×　　Ｗ （5）総電気容量 相×　　Ｖ×　　ｋＷ （6）ばっ気槽用送風機 イ)屋外に設置する送風機はカバー付とし、コンクリート基礎上に設置する。 ロ)送風機にはケーブル(ビニルキャブタイヤケーブル)を約　　m付属する。 ハ)送風機を２基設置する場合タイマーによる自動交互運転とする。 （7）流入側 イ)流入管底　設計ＧＬ－　　m ロ)浄化槽本体への自然流下方式(必要な場合はポンプアップ方式とする) （8）放流側 イ)浄化槽本体よりの自然放流可能管底　設計ＧＬ－　　m ロ)浄化槽本体よりの自然放流方式(必要な場合はポンプアップ方式とする) （9）排気管及び排気ふさ 構造上不要な場合は設けない。 （10）ポンプ （11）制御盤 ○製造者標準品　　○標準仕様書による (○漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける) （12）マンホール ○製造者標準品安全荷重(○５　○15　○50ｋＮ 以上とする) ○「標準図」マンホールふた(○ＭＨＢ　○ＭＨＡ　○ＭＨＤ) （13）装置耐荷重 耐荷重はマンホール安全荷重による。 （14）土工事 イ)基礎杭　　○要(○本工事 ○別途)　○不要 ロ)基礎コンクリート　　○要(○本工事 ○別途)　○不要 ハ)根切り　　○本工事　　○別途 ニ)埋戻し　　○本工事　　○別途 ホ)躯体(現場施工形の場合)　　○本工事　　○別途 ヘ)山留め　　○要(○本工事 ○別途)　○不要 ト)水替え(自然水位ＧＬ－　　m)　　○要(○本工事 ○別途)　○不要 チ)残土処分　　○構外搬出　　○敷き均し （15）消毒剤 30日分を納入する。 （16）水質表示等の提出 一定期間定常状態で使用後、放流水質等を記入した測定表を提出する。 （17）フローシート 合成樹脂製パネル(厚さ５mm以上、文字は彫り込み)を取り付ける。 （18）消泡装置 ノズル式又は消泡剤式とする。
施工要領	○アスベスト含有製品処理	○本工事 ダクト及び配管のフランジパッキン及び配管エルボ・チーズ部の保温材の処理方法は以下による。撤去するフランジ部、エルボ・チーズ部に含まれる石綿を処分するため、フランジ、エルボ・チーズの前後を切断し、他のダクト・配管とは別に廃棄を行う。 ※配管、ダクト以外の解体方法は関連する官公署、石綿作業主任者などに確認し法令に従い適切に処理を行うこと。 アスベスト含有部材を撤去・取り外しを実施する場合の施工要領（参考） フランジ部撤去詳細図  1．切断にあたり飛散防止処置として、フランジ部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。 2．フランジ部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。 3．片側の切断終了後、フランジ部内部を外面同様、飛散防止処置として飛散抑制材の塗布又はテープ貼を行い、もう片側の切断を行う。 4．切断したフランジ付ダクトはビニル袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。 配管エルボ・チーズ部撤去詳細図  1．切断にあたり飛散防止処置として、保温材部を飛散抑制剤の塗布又はテープ貼を行う。 2．保温材部両側約100mmの箇所において慎重に切断する。 3．切断した保温付配管はビニール袋等に詰め、構外搬出適切処理とする。

施工要領

石綿含有設備資材撤去リスト（記載例）

種　類	寸　法	箇所	備　考（ダクト板厚）
ダクトフランジ部	200×150	4	(0.5)
	250×100	4	(0.5)
	300×150	4	(0.5)
	400×150	2	(0.5)
	500×150	１０	(0.6)
	700×300	9	(0.6)
	300×150	２１	(0.5)
	550×250	6	(0.6)
配管フランジ部	80A	2	
	100A	2	
	150A	2	
配管エルボ部	80A	2	
	100A	2	
	150A	2	
配管チーズ部	80A	2	
	100A	2	
	150A	2	

※ ダクト及び配管フランジ部、配管エルボ部の撤去に先立ち、フランジ部は１箇所につき２箇所、エルボ部は１箇所につき３箇所切断する。

配管材料

適用	配管種別	新設配管材料	既設配管材料（改修）
○	冷温水管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○	
○	膨張管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○	
○	空気抜き管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○	
○	冷却水管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○	
○	蒸気給気管	※　配管用炭素鋼鋼管(黒) ○	
○	蒸気還管	※　圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370(黒管Sch40)) ○	
○	油管	※　配管用炭素鋼鋼管(黒) ※　(地中配管)ポリエチレン被覆鋼管 ○	
○	油通気管	※　配管用炭素鋼鋼管(黒) ※　(地中配管)ポリエチレン被覆鋼管 ○	
○	ブライン管	※　配管用炭素鋼鋼管(黒) ○	
○	冷媒管	※　冷媒用断熱材被覆銅管 ○	
○	空調用排水管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○　硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○	
●	給水管	※　水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管(●PB　●PD) ○　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　(○VB　○VD) ○　ステンレス鋼管 ※　(屋外地中配管)水道用ポリエチレン二層管 ○　(屋外地中配管)水道配水用ポリエチレン管 ○	水道用硬質塩ビライニング鋼管(VB、VD)
○	給湯管	※　ステンレス鋼管 ○	
○	消火栓管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ※　(地中配管)外面被覆鋼管(VS) ○	
○	連結送水管	※　圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370(白Sch40)) ※　(地中配管)外面被覆鋼管(VS) ○	
●	汚水排水管	※　耐火二層管 (○天井内、ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内及び空隙壁中　　○ ●　硬質ポリ塩化ビニル管(VP) (※最下階の床下・ピット内　　○　　) ○　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (※露出配管　　○　　) ※　リサイクル ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) (※最下階の床下・ピット内　　○　　) ○	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
●	雑排水管	※　耐火二層管 (○天井内、ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内及び空隙壁中　　○ ●　硬質ポリ塩化ビニル管(VP) (※最下階の床下・ピット内　　○　　) ○　排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (※露出配管　　○　　) ○　配管用炭素鋼鋼管(白) ※　リサイクル ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) (※最下階の床下・ピット内　　○　　) ○	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
●	排水通気管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ●　硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP) ○	
○	屋外排水管	※　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管(RS-VU) ○　硬質ポリ塩化ビニル管(※　VU　　○　VP) ○　排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(REP-VU) ○	
○	ガス管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○　ポリエチレン被覆鋼管(PLS)(地中配管) ○　ガス用ポリエチレン管(地中配管) ○	
○	液化石油ガス管	※　配管用炭素鋼鋼管(白) ○　ポリエチレン被覆鋼管(PLS)(地中配管) ○　ガス用ポリエチレン管(地中配管) ○	
○		○	

工事名　新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）

縮尺　Ｎ・Ｓ　　設計日　R08・08・

図面名　機械設備工事特記仕様書(2)

有限会社 柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3049
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録　（大臣）　第　311892 号
松 橋 義 明

承認	担当	図面番号
		M／02
設計	製図	

工事区分表（他工事との取合い等）

区分は○印を適用する。　　A：建築工事　E：電気設備工事　M：機械設備工事　EV：エレベーター設備工事　　※複数箇所に○印がある場合は、それぞれ必要とする工事で実施する。

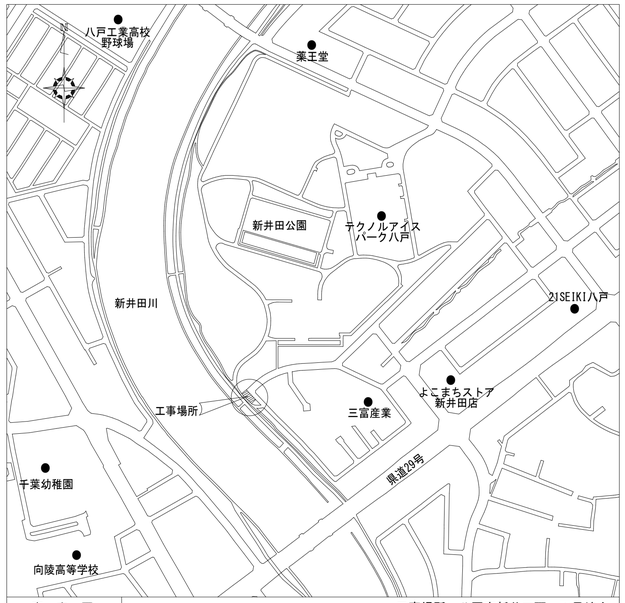
項目		A	E	M	EV		備考
躯体関係							
1．RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通孔のスリーブ材及び取付け	○	○	○	○		
	補強を要する型枠材及び取付け	○					
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○		
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○		
	貫通孔・開口部の補強	○					
	スリーブ・型枠の穴埋め	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
2．S・SRC造の梁貫通孔	S・SRC造貫通鋼管スリーブ・補強	○					
	使用されたスリーブの穴埋め	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
	予備スリーブの穴埋め	○	○	○	○		防火区画、防煙区画
3．設備機器の基礎	屋内の基礎（建築設計図に記入のあるもの）	○					
	屋内の基礎（設備設計図に記入のあるもの）		○	○			
	屋外・屋上の基礎	○					
	屋上基礎で押さえコンにアンカーしない軽微なもの		○	○			
	機器取付け用アンカー・架台		○	○			
	屋内受水タンク用の基礎	○					
	太陽電池アレイ用架台（支持金物）	○	○				AとEの区分は図示
4．昇降機関連	機械室・昇降路の躯体	○					
	機械室の床開口	○					
	機器室の床配管ピット・ふた	○					
	機械室の上げ床コンクリート打設・仕上	○					
	機械室・昇降路内換気設備			○			
	巻上機周囲のチェッカープレート敷				○		
	昇降路内ピット防水・集水桝	○					
	点検用タラップ				○		
	各階出入口穴あけ・同補強	○					
	三方枠取付・枠廻り埋戻し・同補修				○		
	昇降路がS造の時の出入口扉・三方枠及び幕板の固定用鋼材	○					
	出入口扉・三方枠及び幕板				○		
	出入口扉・三方枠及び幕板の各補強鉄骨	○					
	昇降路の中間ビーム、ブラケット、レールブラケット支持柱、他昇降路内の鋼製部材一式				○		
	昇降路がS造の時の中間ビーム及びブラケットの受けピース	○					
	機械室大梁又は昇降路内にフックの取付（フックを含む）	○					
	ホール押鉦・インジケータ・鋼索などの壁開口	○					
	点検用コンセント・煙感知器		○				
	EV制御盤までの動力・照明用電源、アース、火災時管制運転用信号、非常用発電時管制運転用信号、拡声設備（館内放送用）配管・配線工事		○				
	EV警報盤又はEV監視盤からエレベーター内監視カメラまでの配管・配線工事				○		監視カメラ含む
	警視カメラ用の監視装置からEV警報盤又はEV監視装置までの配管・配線工事		○				電気設備のモニタ装置に映像を表示する場合
	EV警報盤又はEV監視盤までの保守遠隔監視用（電話回線）の配管工事		○				

項目		A	E	M	EV		備考
4．昇降機関連（続き）	EV警報盤又はEV監視盤までの緊急地震速報受信用の配管工事		○				
	EV制御盤からEV監視盤又は警報盤までの制御及びインターホンの配管・配線工事				○		
	動力計測用電力計から自動制御盤までの配管・配線工事			○			
5．その他	トラフ・ピット類（湧水・汚水）RC造各種水槽	○					
	同上用防水・ふた・マンホールタラップ等	○					
	雷保護設備・同接地工事		○				
	ALC板の壁開口・補強	○					
	厨房排水溝	○					
	厨房グリース阻集器			○			
	オイルサービスタンクの防油堤	○					
	フリーアクセスフロア内の防水堤	○					
	既設埋設配管配線調査（X線探査含む）	○	○	○			
仕上げ関係							
1．計量鉄骨天井下地・壁下地	補強を要するボードの切り込み及び下地の補強	○					
	補強を要しないボードの切り込み		○	○			
	開口部の墨出し		○	○			
2．可動間仕切り	切込み及び補強	○					
	位置ボックス	○					
3．つりボルト及びインサート	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用		○	○			
4．外壁まわり	外壁ガラリ及びダクト接続用フランジ	○					
	ウエザーカバー、ベントキャップ（シール共）			○			
	換気扇（取付枠共）			○			
	サッシパネル開口	○					
5．湯沸室まわり	流し台・つり戸棚・水切り棚・コンロ台	○					
	フード（標準詳細図のもの、シール共）	○					その他はM
	ミニキッチン（照明、水栓含む）	○					
6．浴室まわり	浴室ユニット、複合浴室ユニット、シャワーユニット			○			
	既製浴槽（ふたを含む）			○			
	浴室及び便所の床排水金物			○			
7．便所まわり	洗面カウンター	○					洗面器はM
	鏡（規格寸法のみ）			○			規格外はA
	衛生器具ユニット			○			
	手すり、背もたれ	○					衛生器具ユニットの場合はM
8．事務室まわり	ファンコイルカバー	○					
	家具組み込みの洗面器			○			切り込みはA

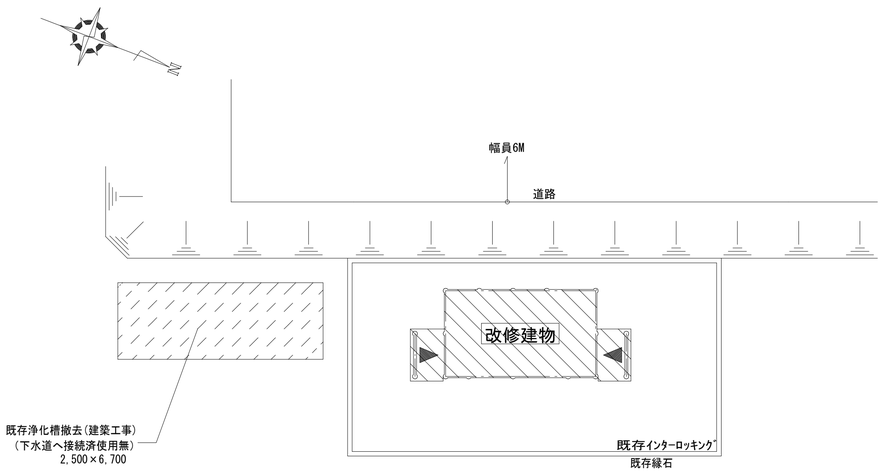
項目		A	E	M	EV		備考
9．フリーアクセスフロア	コンセント		○				
	床パネルの切り込み加工	○					
10．自動扉・電動シャッターまわり	防火戸の自動開閉装置		○				
	上部電動シャッター本体・制御盤手動開閉装置・ヒューズ装置	○					
	排煙窓本体・自動開閉装置	○					
	防煙たれ壁本体・駆動装置	○					
	上部電動シャッター、排煙窓及び防煙たれ壁連動制御装置の感知器		○				
	自動扉の本体・駆動装置・検出装置（センサー）	○					
	自動扉の手元電源スイッチ		○				
	電気錠の本体、扉内配線	○					
	電気錠の扉までの配管及び配線		○				
	自動開鎖装置を取りつける防火戸の切り込み補強及びドアクローサー、フロアヒンジ	○					
	自動扉・電動シャッターからセンサー（附属スイッチ）への配管・配線工事	○					
	自動扉・電動シャッター本体までの配管・配線		○				
11．その他	2重ピット及びトレンチのマンホールふた	○					
	機器搬入用フック、ビーム	○					EV用フック含む
	チェーンブロック		○	○			
	化粧マンホール上ふたの表面仕上げ	○					
	点検口（天井・床下）	○					
	排煙口等の天井仕上材の取付け	○					排煙口はM
	消火器BOX設置工事	○					
	誘導標識（誘導灯を除く）	○					
	煙突底部排水目皿・排水管	○					
	くつふきマット・玄関マット・自動扉マット部床排水金物（目皿共）・排水管	○					
	くつ洗い流し部排水金物・排水管	○					
	ルーフドレン	○					
	雨水流入配管	○					
	雨水利用設備集水管			○			電動遮断弁以降はM
	屋上緑化	○					屋上緑化用潅水装置までの配管はM
	ポンプ及びポンプアップ配管			○			

項目		A	E	M	EV		備考
屋外排水設備・外構							
1．雨水	屋外雨水排水設備	○					
	桝及び桝ふた	○					
	マンホールの化粧上ふたの表面仕上げ	○					
	雨水公設桝	○					公共下水道が分流式の場合
2．雑排水・汚水電力・通信	屋外雑排水及び屋外汚水排水設備			○			
	桝及び桝ふた			○			
	ハンドホールの化粧用上ふたの表面仕上げ	○					
	マンホールの化粧用上ふたの表面仕上げ	○					
	排水公設桝			○			公共下水道が合流式の場合
3．植栽	植栽及び客土	○					
4．ユニット形浄化槽	タンク室の躯体	○					
	タンク室の砂充てん			○			
	上記以外のユニット形浄化槽本体配管及び据付等			○			
5．屋外オイルタンク	タンク室の躯体	○					
	タンク室の砂充てん		○	○			
	上記以外のオイルタンク本体配管及び据付等		○	○			
	配管トレンチ及びふた	○					
6．その他	駐車場ガソリントラップ（RC造）	○					
	屋外キュービクルフェンス（扉・錠共）	○					
電気配線配管							
	機器附属の制御盤以降の2次側配管配線（接地線共）			○	○		
	機器附属の制御盤への1次側電源供給配管配線（接地線共）		○				
	自動制御盤と動力盤との電源供給の渡り配管配線（接地線共）		○				
	機器と附属操作スイッチの渡り配管配線			○	○		
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパに至る配管配線		○				
	注油口内アース端子からのアース用配管配線		○	○			
	ACP屋外機と屋内機の渡り電源・信号・アース用配管配線			○			
	ACPマルチ形屋内機の電源アース用配管配線		○				
	機器・電極棒用の電源配管配線		○				電極棒はM
	屋内消火栓ポンプ制御盤から消火栓ポンプ始動装置の電源、信号線の配管・配線		○				

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）	有限会社 柳計画設計 青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7 TEL 0178-34-3949 一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号 一級建築士登録　（大臣）　第　311892 号 松 橋 義 明	承認	担当
縮尺	N・S　　設計日 R08・08・		設計	製図
図面名	工事区分表			図面番号 M／03



案　内　図　　工事場所：八戸市新井田西三丁目地内



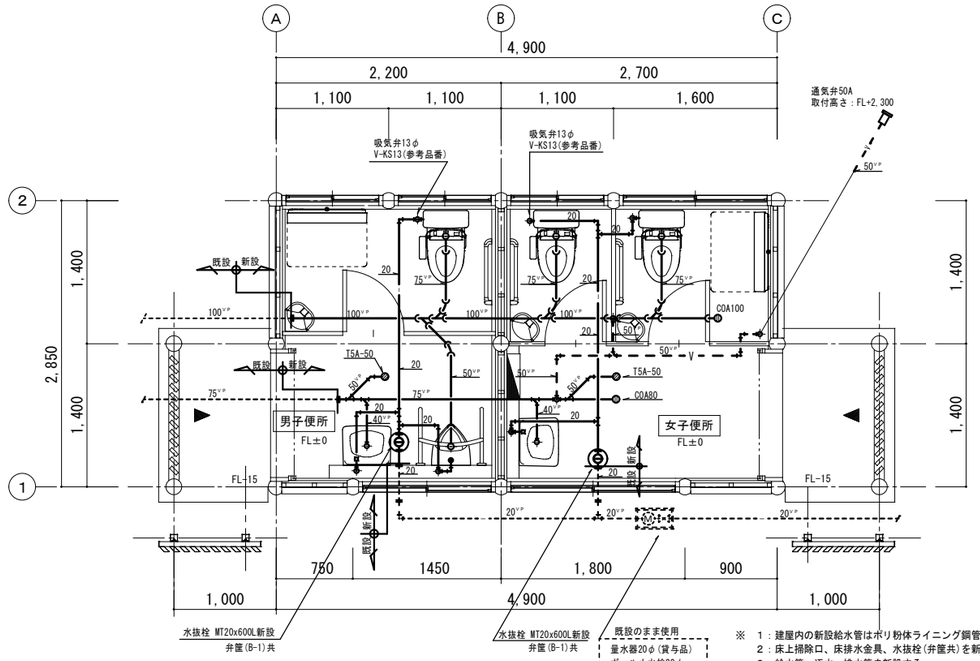
配　置　図　　S=1/100

＜凡　例＞

・ ▨ 工事範囲：トイレ（上流）

工事名	新井田川河川維持（休憩施設リニューアル） トイレ改修工事 新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）			承認	担当	図面番号
縮尺	A1：1/100　A3：1/200　設計日 R08・08・					M／04
図面名	案内図・配置図			設計	製図	

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録　（大臣）　第　311892 号
松 橋 義 明



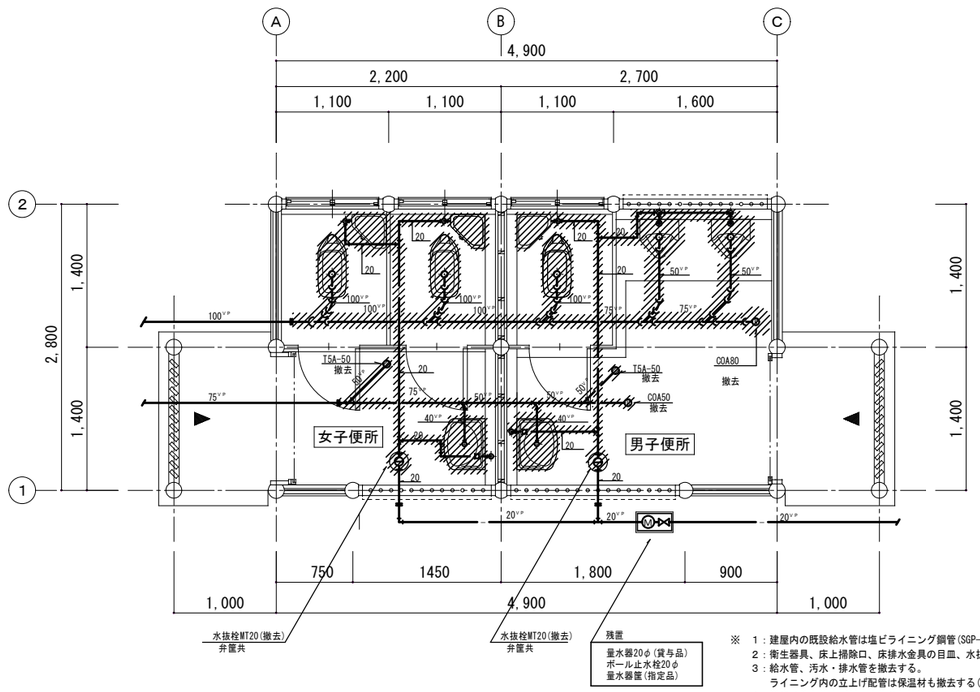
※ 1：建屋内の新設給水管はポリ粉体ライニング鋼管(SGP-PD、PB)。
2：床上掃除口、床排水金具、水抜栓(弁筐共)を新設する。
3：給水管、汚水・排水管を新設する。
ライニング内の立上げ配管は保温工事を施す(洗面器給水管・排水管、小便器給水管・汚水管)。
4：配管に伴う仕上げ材、床等の復旧は建築工事とする。

給排水設備　詳細図(改修後)　A-1：S＝1/30　A-3：1/60

凡 例
新設配管・新設器具
既設配管・既設器具

衛生器具表(新設)　（●印の付いたものを適用する。なお、選択する事項のうち、●印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。）

名称	適用 ＼ 設置場所	男子便所	女子便所		合計	備考
洋風大便器	Ｃ１２００Ｓ、ロータンク、紙巻器（※一連形●二連形）●棚付 ●温水洗浄式便座(便座蓋無し) ●本体掃除口付	1	2		3	1）温水洗浄式便座の加熱方式は※瞬間式●貯湯式　とする。 2）温水洗浄式便座は壁掛けリモコンを※附属(乾電池式)●袖リモコン 3）便器、便座はグリーン購入法適用品とする。 4）洗浄水は※上水○中水
小便器	Ｕ６２０、壁掛・低リップ　個別感知方式(陶器一体型)	1			1	1）洗浄水は※上水○中水2）グリーン購入法適合品とする。
洗面器	Ｌ４１０、(※自動水栓　○立水栓)	1	1		2	1）自動水栓は、グリーン購入法適合品とする。 2）電源供給方式※ＡＣ電源●自己発電 3）手動スイッチ○要※不要
水石けん入れ	●陶器付　○壁付　○カウンター付	1	1		2	1）供給方式は、※手動式○自動供給式　とする。
化粧鏡	360ｘ450H（盗難防止型）	1	1		2	
ベビーチェアー	樹脂製(コーナー設置タイプ)	1	2		3	
ベビーシート	樹脂製(壁固定タイプ)780ｘ135(使用時780ｘ560)	1	1		2	
Ｌ形手すり	ステンレス製・700ｘ700ｘ120	1	2		3	
小便器用手すり	ステンレス製	1			1	



※ 1：建屋内の既設給水管は塩ビライニング鋼管(SGP-VD)。
2：衛生器具、床上掃除口、床排水金具の目皿、水抜栓(弁筐共)を撤去する。
3：給水管、汚水・排水管を撤去する。
ライニング内の立上げ配管は保温材も撤去する(洗面器給水管・排水管、小便器給水管)
4：撤去に伴う仕上げ材、床等の解体撤去は建築工事。

給排水設備　詳細図(改修前)　A-1：S＝1/30　A-3：1/60

凡 例
撤去範囲

衛生器具表(既設)

名称	品番	付属品等	数量	適用
和風大便器	C750V	S570B(ロータンク)　洗浄管　紙巻器　他付属品共	3	撤去
小便器	U307C	TG60PN(不凍結FV)　他付属品共	2	撤去
洗面器	L230S	T205(立水栓)　TS126AR(水石けん入れ)　Pトラップ　他付属品共	2	撤去

工事名　新井田川河川維持（休憩施設リニューアル）
トイレ改修工事
新井田川桜づつみ公衆トイレ（上流）

縮尺　A1：1/30　A3：1/60　設計日　R08・08・

図面名　給排水設備　詳細図(改修前・改修後)

有限会社
柳計画設計
青森県八戸市大字鮫町字小長根31番地7
TEL 0178-34-3949
一級建築士事務所（青森県知事）第 1605 号
一級建築士登録　（大臣）　第　311892 号
松橋義明

承認	担当	図面番号
設計	製図	M／05